

I 序 論



第1章 計画策定の背景

※1 自己実現

人間の欲求で最上位にあるもので、自分の能力・可能性を十分に発揮し、創造的な活動や自己の成長を図ることという。

※2 成熟社会

量的な拡大と充足を重視し、追求してきた成長社会に対し、経済的な成長によって得た豊かさを維持しながら、ゆとりや心の豊かさなど生活の質を重視し、その充実を図る社会をいう。

※3 グローバル化

資本や労働力の国や地域を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品やサービスの取引、海外への投資が増大することにより、世界における経済的な結びつきなどが深まることをいう。

※4 地域経営

市民・企業・行政など地域社会を構成する多様な主体が、地域共通の目的を達成するため、役割分担と連携の下、地域全体の活性化を図る活動をいう。

経済社会の進展とともに、私たちは物質的に豊かな生活を享受できるようになりました。こうした物質的な豊かさはライフスタイルや価値観の多様化をもたらすとともに、多くの人々が心の豊かさや多様な自己実現^{※1}を求める成熟社会^{※2}を迎えています。一方で、急速な少子高齢化の進行による人口減少、高度情報化の進展、経済のグローバル化^{※3}と地域経済の低迷など、これまで想像しえ

なかった大きな社会環境の変革により、従来の社会システムを再構築しなければ立ち行かない状況に私たちは直面しています。

行政運営においても、戦後から社会の成長期にかけては、行政が社会を主導するシステムが効果的に機能してきました。しかし、成熟社会の到来を受け、国は中央集権型から分権型行政システムへの移行を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会の創造に向け、平成12（2000）年に「地方分権一括法」を施行し、本格的な地方分権時代がスタートしました。このため、住民にとって最も身近な自治体である市町村は、自己決定・自己責任の下に、多様化・複雑化する地域課題を解決していくことが求められるようになりました。

また、これまでの「人口は増えるもの、経済は成長するもの」という右肩上がりの思想が崩壊した現在、こうしたことを前提とした地域経営^{※4}も見直しが迫られています。地域経営の主体である市町村は、厳しさを増す財政状況の下、限られた財源で増大する住民ニーズにこたえていくことが求められている一方で、「行政があらゆる住民ニーズにこたえる」という総合行政（フルセット）型の行政運営を維持していくことは、もはや困難な状況にあります。市町村の将来は、これらの社会環境の変化に的確に対応し、どのような地域経営を展開していくのか、ということにかかっているといえます。

このような時代の大きな転換期を迎える中、新しい西脇市が誕生しました。本市の地域経営に当たっては、市町合併という基本的な自治体の枠組みの変化に加え、時代にふさわしい社会システムを構築していくことが求められます。そのため、このような新しい時代に対応した総合計画の策定が必要です。



第2章 計画の概要

第1節 計画の名称

この計画の名称は、「西脇市総合計画」とします。

第2節 計画の性格と役割

この計画の性格と基本的な役割については、次のとおりです。

【新しい西脇市の最上位計画】

※5 地方自治法第2条 第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされている。

市町合併による本市の誕生に伴い、地方自治法第2条第4項^{※5}の規定により策定するもので、本市の行政運営における最上位計画に位置付けられるものです。また、分野ごとの行政計画の基本となるものです。

【将来像を実現する行政の経営計画】

※6 新市まちづくり計画

「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に規定されている合併市町村のまちづくりの基本方針などを掲げた市町村建設計画をいう。2004年11月に西脇市・黒田庄町合併協議会で策定されている。

市町合併時に策定した「新市まちづくり計画^{※6}」の内容を踏まえつつ、中・長期的な展望に立ち、市民と行政の協働により策定された目指すべきまちの姿を実現するため、本市の経営の基本的な指針となるものです。

【協働で進めるまちづくり計画】

市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割分担の下、協働でまちづくりを進めていくための道筋や考え方を示したものです。

※7 選択と集中

経営戦略のひとつで、複数ある商品や事業部門を絞り込み、集中的に強化することにより、競争力を向上させ、企業全体の収益を高める戦略をいう。アメリカのゼネラル・エレクトリック社のジャック・ウェルチCEOが積極的に行い、同社の業績を高めたことから有名になった。行政においては、公共性の高い施策や事業を選別し、投資することで効果的・効率的な施策や事業を推進することをいう。

さらに、計画本来の機能である政策・施策の実施との連動を実現するとともに、社会環境の変化や厳しさを増す財政状況を見据えた減量経営が、今後は必至であることから、従来の計画から重点的な取組と施策を選別した「選択と集中^{※7}」による持続可能な経営を実現する計画への進化を図ります。

第3節 計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層による構成とします。このうち「基本構想」と「基本計画」を一体のものとして作成し、これに基づき別途作成する「実施計画」との2部構成とします。

【基本構想】

長期的な展望に立ち、将来における本市の目指すべき姿を明らかにし、その実現に向けた政策展開の基本的な方向性を示します。

【基本計画】

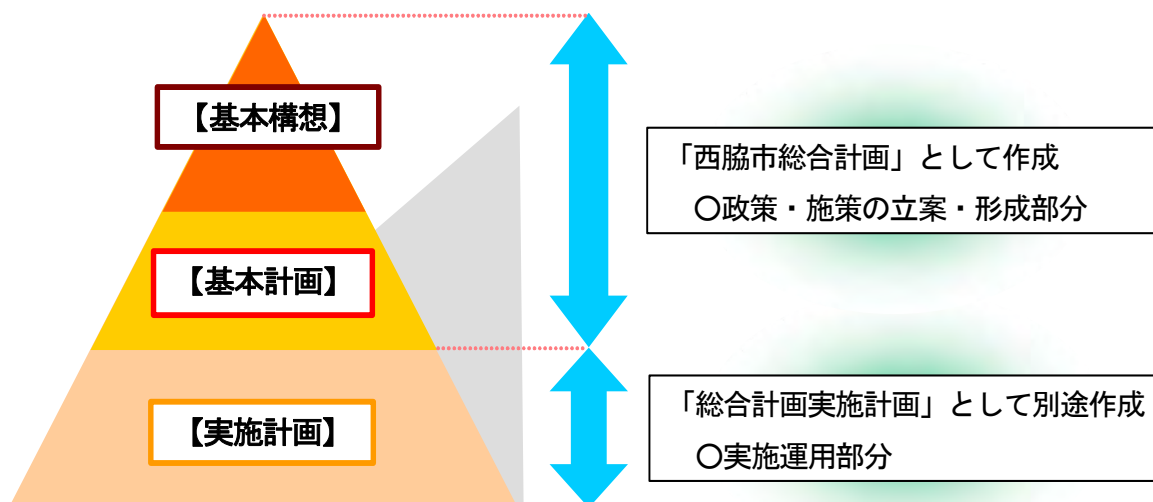
基本構想を受け、その実現に向けた施策の展開方針をまちづくりの分野別に示します。また、計画期間を前期と後期に分け、効果的な計画行政を展開するため、具体的な目標や施策をできるだけ明らかにします。

なお、後期計画については、社会情勢の変化や前期計画の評価を踏まえ、後年度において策定するものとします。

【実施計画】

基本計画に定められた施策について、財政的な見通しを踏まえ、事業の具体的な内容を体系的にまとめたものを示します。計画期間については、基本計画の期間よりも短期的なものとし、時期に応じて更新していくこととします。

<総合計画の階層イメージ図>



第4節 計画の期間

【基本構想】

平成19（2007）年度から平成30（2018）年度までの12年間とします。

【基本計画】

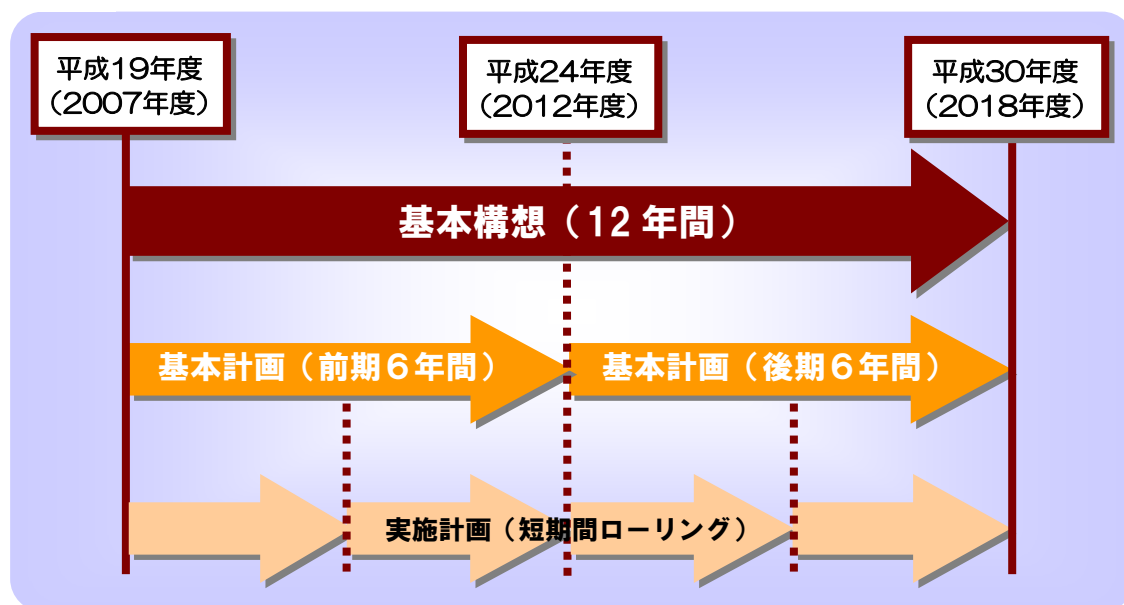
基本構想の期間のうち、平成19（2007）年度から平成24（2012）年度までの6年間で前期とし、平成25（2013）年度から平成30（2018）年度までを後期とします。

【実施計画】

基本計画との機能分担を踏まえ、別途計画期間を定め、ローリング^{※8}をしていきます。

※8 ローリング

計画の実行→実施事業の分析・評価→計画の修正・実行という循環を繰り返していく方法をいう。



第3章 市の現況

第1節 市の現況

(1) 位置・地勢・気候

本市は兵庫県のほぼ中央部、東経 135度と北緯35度が交差する「日本列島の中心ー日本のへそ」に位置しており、阪神都市圏からは60km圏内にあります。

地形的には、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあり、西光寺山（標高 712.9m）を最高峰に四方を標高 200～ 600mの山地や丘陵に囲まれ、中央部を県内最長の加古川が南流し、市域南部で杉原川、野間川と合流しており、これらの河川沿いの平野部に集落や農地が形成されています。市域は、東西約19km、南北約13km、面積は132.47km²で、兵庫県面積の約 1.6%を占めています。

気候は、瀬戸内式気候^{※9}に属しており、気温の年較差・日較差が大きい内陸型の特徴を示しています。平均気温は13.6度（平成17（2005）年）と1年を通して比較的温暖な気候となっています。

※9 瀬戸内式気候

瀬戸内海沿岸地域特有の気候で、年間を通じて温暖・少雨であることが特徴。日照時間が長く、降水量は年間 1,000～1,400mm前後で、梅雨期と台風時に集中し、その他の期間は少ない。



(2) 沿革

本市は、縄文後期以降、各年代にわたりさまざまな遺跡があることから、住みやすい地であったことがうかがえます。

中世においては、中央の貴族や寺社の荘園として繁栄し、這田庄、富田庄、比延庄、黒田庄などが存在していました。

近世においては、農業を中心とした農村集落が点在しており、早くから綿作が行われ、江戸時代には農閑期の副業として綿織物が作られるようになりました。また、幕藩体制当初は市域の大部分が姫路藩の所領でしたが、幕末期には天領や多くの藩の支配領地が混在していました。

明治期の廃藩置県の後、明治9（1876）年に兵庫県となり、明治22（1889）年の市制町村制施行に伴い、多可郡津万村ほか5村が誕生しました。また、この頃から江戸時代以来の家内工業であった綿織物が次第に工場生産へと移り、「播州織」としてその名が広く知られるようになりました。こうした織物産業の成長と鉄道の開通に伴い、耕地整理の終了した現在の西脇地区を中心に住宅や商店が立ち並び、市街地が形成されてきたことから、大正6（1917）年に津万村が町制施行し、西脇町となりました。

戦後、織物・釣針といった地場産業の興隆を背景に、歴史的・経済的につながるの深い西脇町・日野村・重春村・比延庄村の1町3村が、昭和27（1952）年に合併し、県内内陸部では最初の市となる西脇市が誕生しました。さらに、昭和29（1954）年には、加西郡芳田村を編入し、播磨内陸地域の拠点都市として発展を遂げてきました。

また、明治期に多可郡黒田庄村として発足し、以来合併することなく、昭和35（1960）年に町制施行した黒田庄町では、近代以降は織物・釣針産業の興隆に伴い、西脇経済圏の一角を担うとともに、黒田庄和牛の生産と有機土壌化の推進など、農業の振興に力が注がれてきました。

平成17（2005）年、地理的・歴史的・経済的につながるの深い西脇市と黒田庄町が新設合併し、新「西脇市」が誕生しました。

なお、「西脇」の名の由来は、中心市街地を形成する西脇地区が、古来この地の呼び名であった都麻（津万）郷の西側であること、あるいは、室町時代に当地を治めていた城の西側に位置していたことから名付けられたとの説が伝えられています。

(3) 交通条件

道路交通網は、東播磨臨海部と北近畿を結ぶ広域幹線道路である国道175号が市域中央部を流れる加古川に沿って南北に走っているほか、国道427号、県道黒田庄多井田線、県道上鴨川西脇線、主要地方道西脇八千代市川線などが隣接市町を結んでいます。また、本市の南側には京阪神地域と直結する中国自動車道が走っており、路線バスで大阪から約90

分の距離にあります。

鉄道は、平成16（2004）年に電化されたJR加古川線が山陽本線加古川駅と福知山線谷川駅を結んでおり、神戸から約80分の距離にあります。

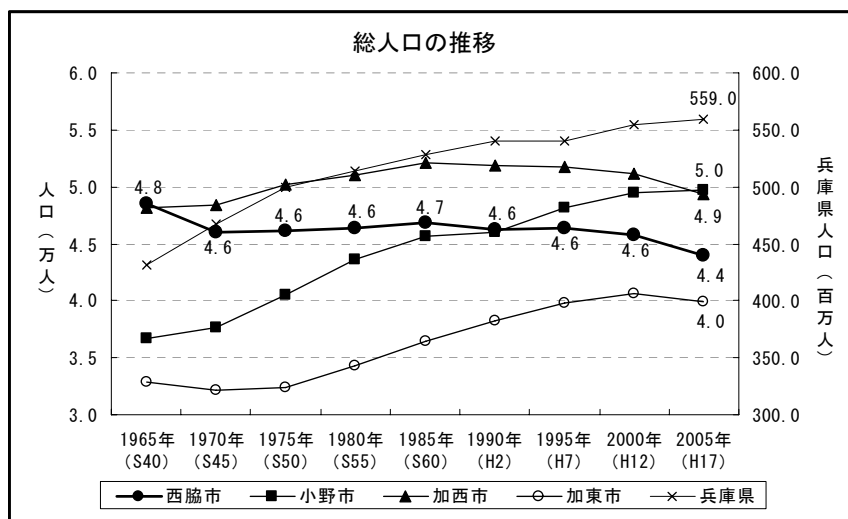
（４）人口・世帯

<人口・世帯数>

※10 北播磨3市

ここでは、本市と同じ北播磨地域にあり、人口規模が近い小野市・加西市・加東市を示し、現況の比較対象としている。

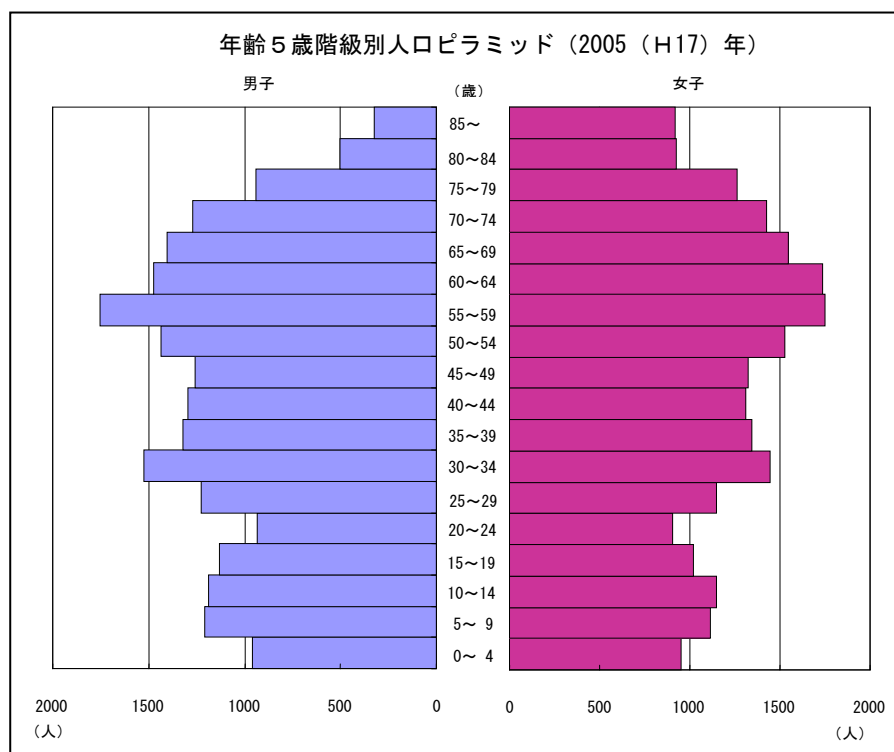
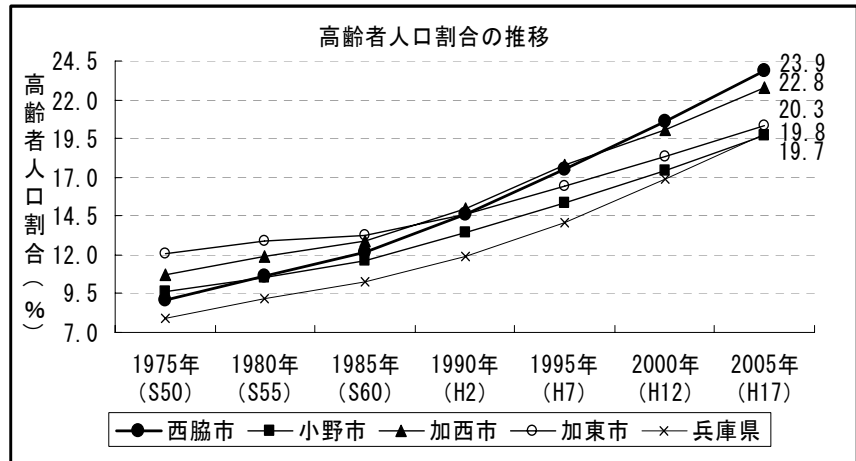
- ・本市の人口は、北播磨3市※10（小野市・加西市・加東市）が増加又はほぼ横ばいである中、昭和35（1960）年の51,173人をピークに減少傾向にあり、平成17（2005）年には、43,953人となっており、県内29市中24位となっています。また、平成12（2000）年からの減少率では、3.9%となっており、県内の市で23位となっています。
- ・1世帯当たりの人員も年々減少しており、平成17（2005）年には兵庫県平均の2.58人を上回っているものの、北播磨3市と比較して最も少なくなっており、3人を下回り、2.97人となっています。



資料：国勢調査

<年齢別人口>

- ・年齢3区分の人口は、65歳以上の高齢者人口割合が大きく増加しており、平成17（2005）年には兵庫県平均の19.8%を上回る23.9%となり、北播磨3市と比較して最も高くなっています。また、ひとり暮らしの高齢者の割合も北播磨3市と比較して際立って高く、約15%となっています。
- ・平成17（2005）年の5歳階級人口を兵庫県と比較すると、全体ではほぼ同様の構成を示していますが、本市では進学・就職期に当たる20～24歳の若年層が極端に少なくなっています。



資料：国勢調査

<人口流動・異動>

※11 常住人口と昼間人口
 国勢調査においては、調査時に対象地域に常住している者を「常住人口」といい、常住人口に通勤・通学による流入人口と流出人口を加減したものを「昼間人口」という。

- ・ 常住人口と昼間人口^{※11}を比較すると、事業所・商店などの就業地や3つの高等学校が所在していることから昼間人口の方が若干多くなっていますが、その差は年々縮まっており、市内での就業者の割合も低下しています。
- ・ 流入元・流出先は、隣接する多可町・加東市との結びつきが強くなっています。
- ・ 人口動態は、社会減少（転出）が拡大傾向にあるとともに、少子高齢化の影響により、これまで増加していた自然増減も減少に転じる傾向がみられます。

<地区別人口>

- ・市内の地区別の人口は、中心市街地である西脇地区で大幅な減少と高齢化の進行がみられる一方、南部の野村地区での大幅な増加がみられます。

<地区別人口の推移>

(単位：人)

	1975年 (S50)	1980年 (S55)	1985年 (S60)	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	増加率 S50→H17
西脇地区	7,035	6,291	5,703	5,293	5,041	4,659	4,353	▲38.1%
津万地区	6,319	5,962	5,891	5,689	5,680	5,706	5,389	▲14.7%
日野地区	7,739	7,852	8,089	8,007	7,889	7,739	7,338	▲5.2%
野村地区	3,021	4,186	4,773	4,946	5,488	5,800	6,236	106.4%
重春地区	7,091	6,948	6,856	6,562	6,446	6,402	5,940	▲16.2%
比延地区	4,632	4,496	4,767	5,006	4,946	4,753	4,602	▲0.6%
芳田地区	2,272	2,568	2,691	2,727	2,767	2,709	2,410	6.1%
黒田庄地区	8,074	8,077	8,119	7,990	8,082	7,950	7,685	▲4.8%

資料：国勢調査



本市の人口は、出生数の減少、転出超過により減少が続いており、少子高齢化が急速に進んでいます。さらに、市内就業者の割合が年々減少していることや、流入人口よりも流出人口の増加傾向が上回っていることから、播磨内陸地域の拠点都市としての地位が低下してきているものと考えられます。

(5) 産業・経済

<産業別就業者数>

- ・産業別の就業者人口は、全国的な傾向と同じく第3次産業^{※12}の就業者割合が増加傾向にあり、平成17(2005)年では5割以上を占めています。
- ・織物・釣針などの地場産業があることから、第2次産業^{※13}の就業者割合が兵庫県の平均以上となっています。

<事業所数・従業者数>

- ・昭和56(1981)年以降、市内の事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は横ばいで推移しています。また、産業分類別では、製造業の事業所数・従業者数が大幅に減少し、サービス業の事業所数・従業者数が増加しています。この傾向は、兵庫県・北播磨3市に共通しています。

※12 第3次産業

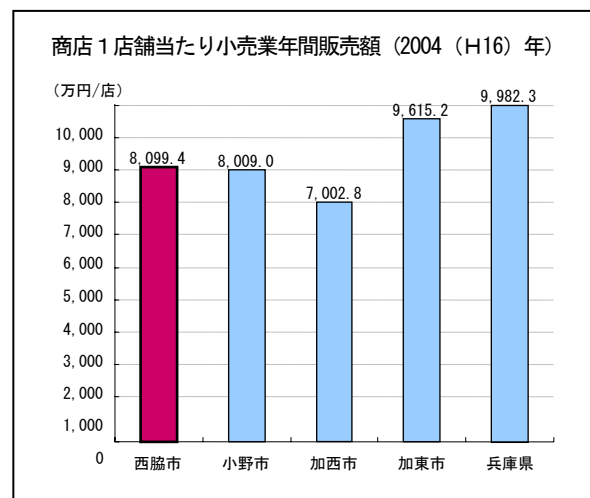
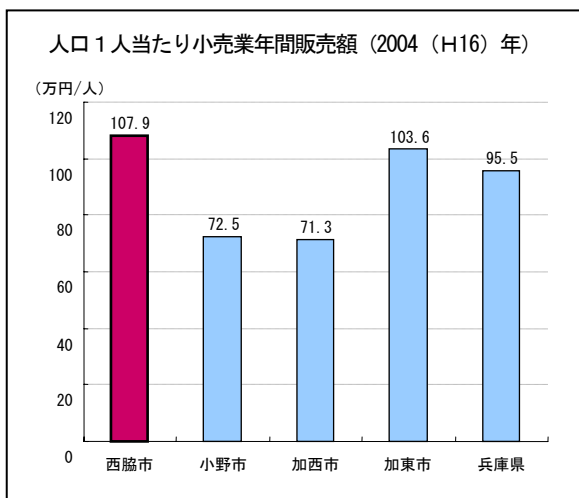
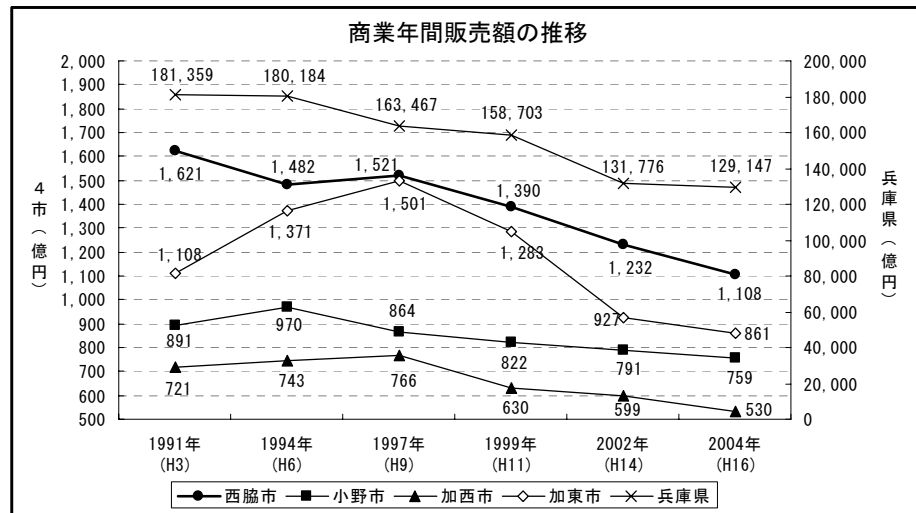
金融・保険業、不動産業、流通業(商業)、サービス業など、第1次産業にも第2次産業にも分類されない産業のこと。情報・知識を集約する点に特徴がある。

※13 第2次産業

地下資源の採取、又は(第1次産業が生産した)材料を加工して工業製品をつくる産業のこと。製造業(工業)、建設業、鉱業など。

<商業>

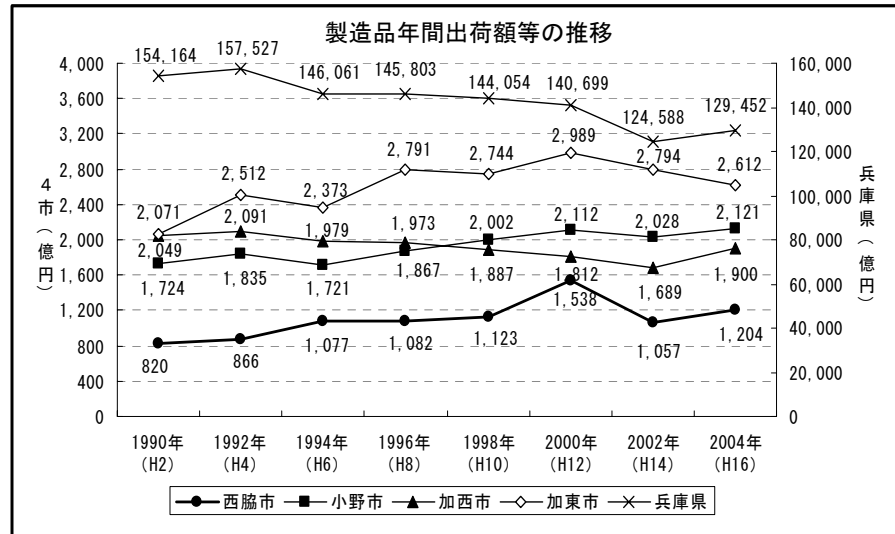
- ・ 商店数・従業者数・年間販売額は、北播磨3市と比較していずれも最も多くなっていますが、商店数と商品年間販売額は減少傾向にあり、従業者数は横ばいで推移しています。
- ・ 小売業の年間販売額を兵庫県・北播磨3市と比較すると、人口1人当たりの年間販売額が最も多くなっていますが、1店舗当たりの年間販売額は、兵庫県の平均を下回っています。



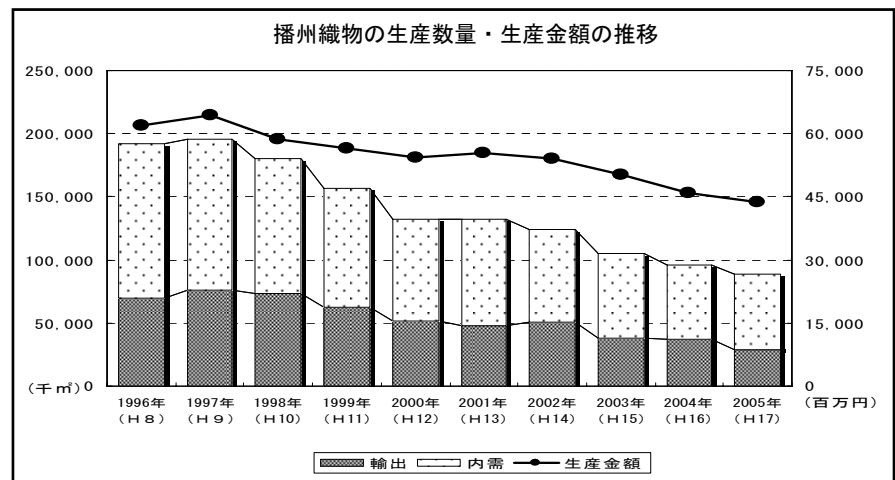
資料：商業統計調査

<工業>

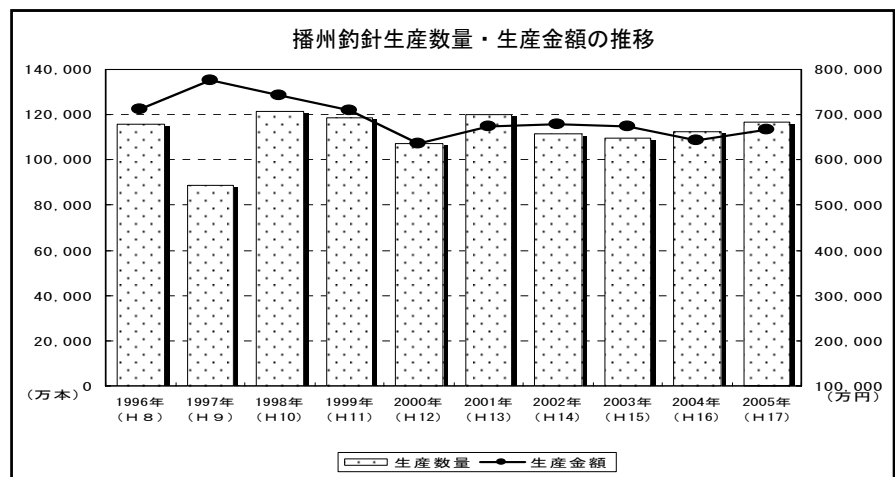
- ・ 平成16 (2004) 年の人口1人当たりの製造品出荷額等は、兵庫県平均を上回るものの、北播磨3市と比較すると最も少なくなっています。また、従業者数も最も少なくなっています。
- ・ 産業別の製造品出荷額等は、繊維工業は著しく減少しており、播州織の生産数量・生産金額についても減少傾向を示しています。また、播州釣針の企業数・従業者数は減少傾向にあるものの、生産数量・生産金額は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：工業統計調査



資料：播州織工業組合



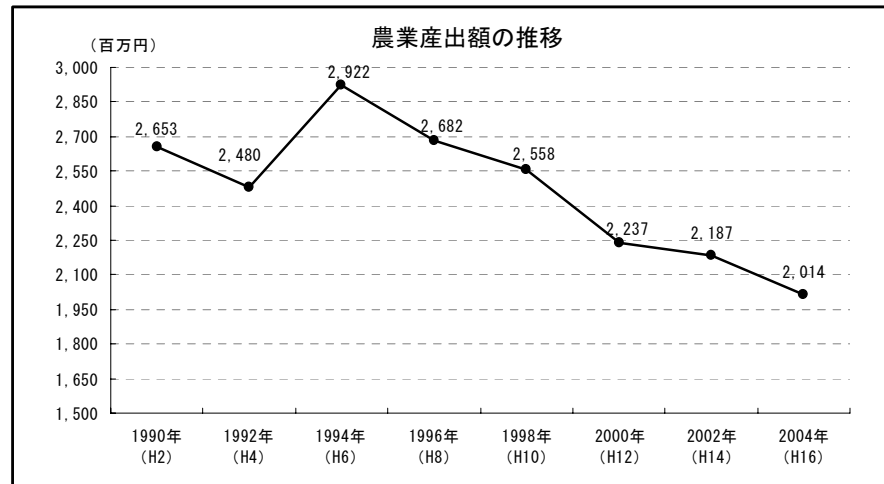
資料：播州釣針協同組合

<農業>

- ・ 農業は水稻の生産が中心となっており、北播磨3市と比較して、田畑に利用できる平たん地の割合も少なく、農家1戸当たりの農地面積が狭いこと、また、地場産業である織物業関連の従事者が多かつ

たことから、農家数・経営耕地面積・農業産出額のいずれも最も少なくなっており、年々減少傾向にあります。

- ・畜産では、本市の特産品の柱であり、神戸ビーフを供給する「黒田庄和牛」が、約 1,500 頭飼育されています。



資料：近畿農政局兵庫農政事務所

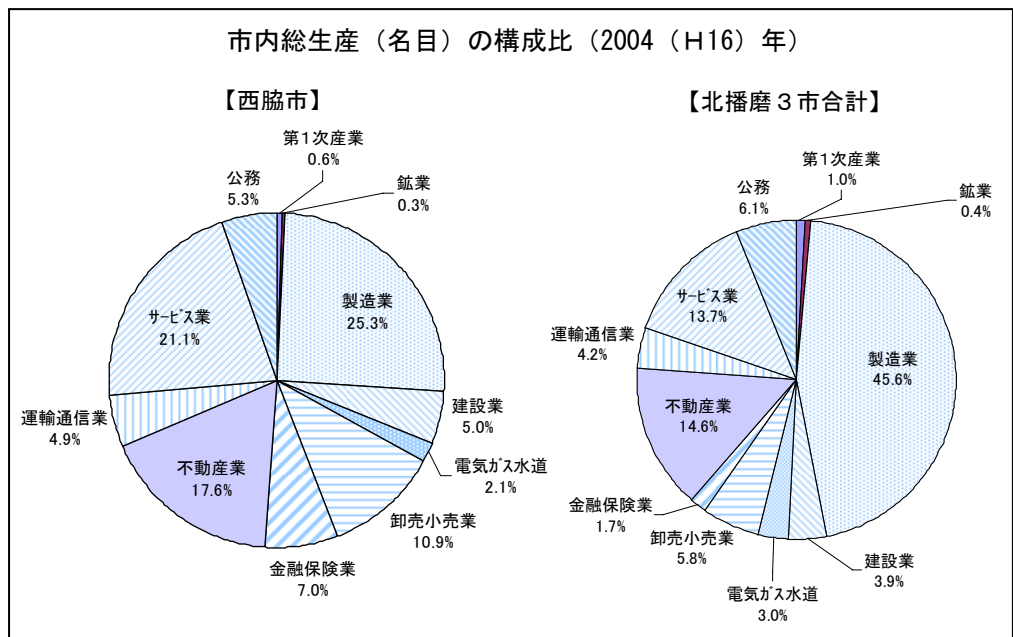
<観光客数>

- ・北播磨地域の観光客数が増加する中、東はりま時計の丘公園の開設や北はりま田園空間博物館事業の展開などにより、本市においても観光客数が大幅に増加しており、特に日帰り観光客数については、平成17（2005）年度には、平成6（1994）年度と比較して倍増の約92万人となっています。

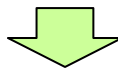
<総生産・所得>

- ・就業者1人当たりの総生産額は、平成16（2004）年では約574万円となっており、平成2（1990）年以降、いずれの年も兵庫県平均・北播磨3市を下回り、県内29市のうち27位となっています。
- ・本市の総所得は、平成8（1995）年をピークに減少し、平成16（2004）年には、約1,020億円と平成2年以降で最も低くなっています。
- ・平成16（2004）年の人口1人当たりの市民所得（雇用者報酬・財産所得・企業所得）は、約228万円と兵庫県平均・北播磨3市ともに下回っており、県内29市のうち27位となっています。
- ・平成16（2004）年の市内総生産（名目）では、北播磨3市と比較して、製造業の生産額・比率ともに顕著に低くなっている一方、卸売小売業・金融保険業・サービス業の生産額・比率が高くなっています。
- ・平成15（2003）年の人口1人当たりの個人所得（課税対象所得額）は、約111万円と全国平均・兵庫県平均の8割程度となっており、北播磨3市を下回っています。また、1世帯当たりの所得では、北

播磨地域の市町で最も低くなっています。



資料：兵庫県市町民経済計算

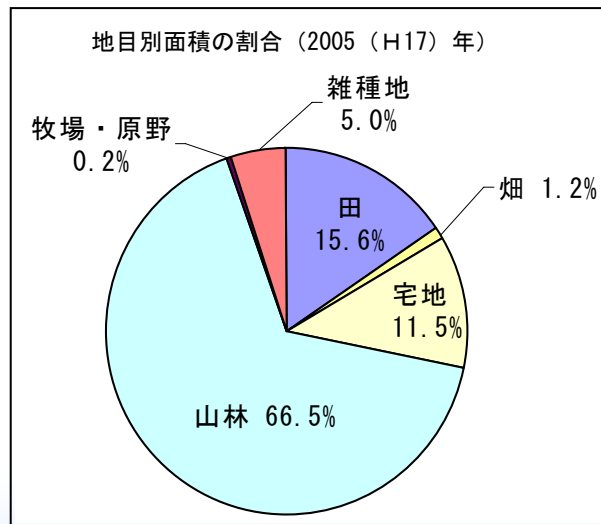


本市の産業は、一定の商業基盤が形成されており、地域の拠点になっているものの、基幹産業である播州織の衰退などにより製造業が低迷しており、このことが地域経済全体の低迷につながっていることがうかがえます。また、この影響を受け、市内総生産・市民所得ともに、兵庫県平均や周辺都市を下回っているものと考えられます。

（6）土地・社会基盤・市民生活

<土地利用>

- ・ 地目別面積（課税対象分）では、山林が約7割を占め、加古川と杉原川の合流部に広がる平たん地を中心に市街地が形成され、周辺部では農村地域が広がっています。
- ・ 可住地面積^{※14}の割合が29.1%と、北播磨3市がいずれも50%を超える中、非常に少なくなっています。
- ・ 市域面積の約6割、人口の約8割が住む地域が都市計画区域^{※15}に指定されています。



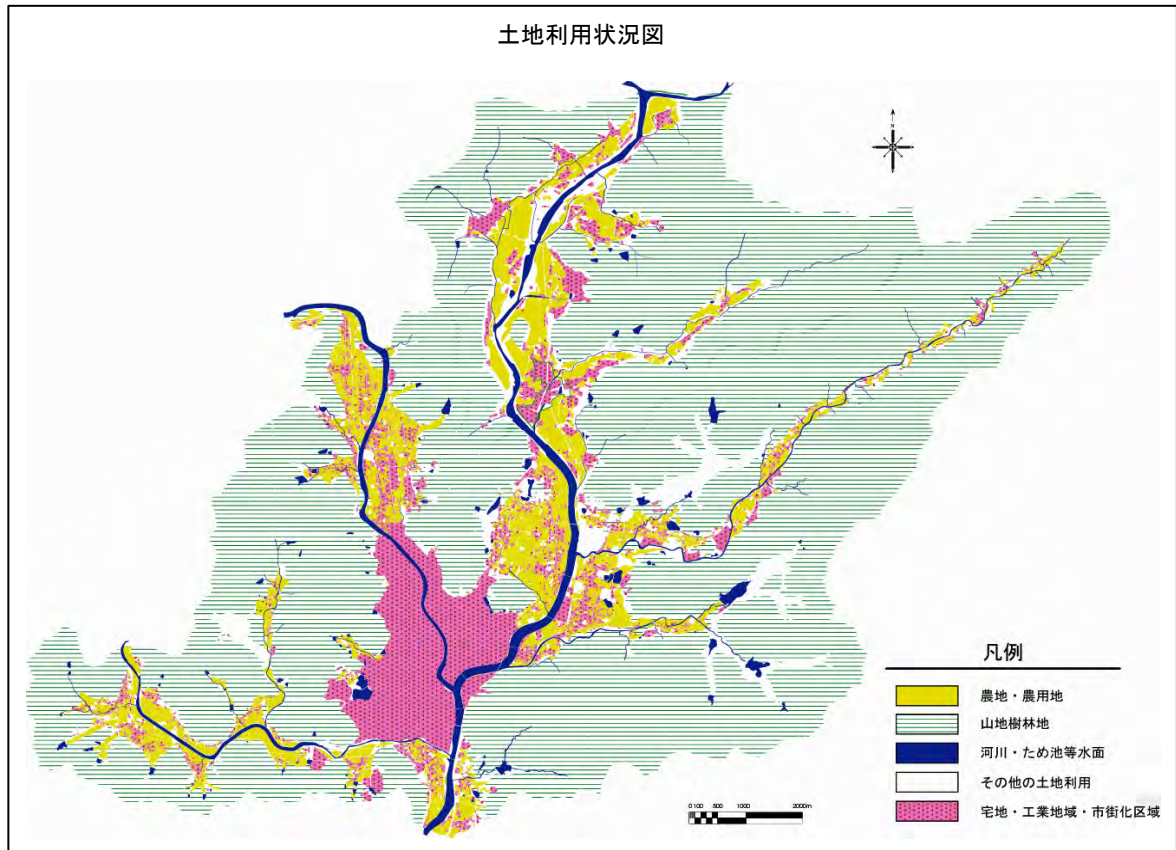
資料：兵庫県主要統計指標

※14 可住地面積

人が住むことができる平野部をいい、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた面積を指す。

※15 都市計画区域

都市計画法により、規制対象となる地域。市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都道府県知事が指定して設定する。本市は、東播都市計画区域及び中都市計画区域（一部）に含まれる。



<社会基盤>

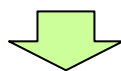
- ・ 道路の整備状況は、平成17（2005）年では、舗装率92.4%、改良率65.1%となっており、ともに兵庫県平均以上となっています。
- ・ 上水道等普及率は、平成17（2005）年では99.6%、下水道等普及率は、平成18（2006）年では97.8%となっており、整備はほぼ完了しています。
- ・ 住環境については、平成17（2005）年では、持ち家比率が78.1%、1世帯当たり延べ床面積は134.5㎡となっており、ともに兵庫県の平均を上回っています。また、一般世帯数に占める公営住宅の割合が、7.8%（平成18（2006）年）と近隣市町に比較して、非常に高くなっています。
- ・ 鉄道・路線バスともに、運行便数が少ないため、利便性が低くなっており、利用人員は減少傾向にあります。
- ・ 医療施設は、地域の中核的な医療機関として病床数320床を擁する市立西脇病院をはじめ、41箇所の病院・診療所（平成16（2004）年）があります。また、人口1,000人当たりの医療施設数は0.91箇所、医師数は2.05人と兵庫県平均とほぼ同じであり、北播磨3市と比較すると最も多くなっています。しかし、今後は医療制度改革に伴う地方での医師不足の深刻化が懸念されています。
- ・ 福祉施設については、特別養護老人ホーム3箇所、介護老人保健施設1箇所などが設置されており、高齢者施設は比較的充実してい

ます。また、保育所の施設充足率もほぼ 100%（平成18（2006）年）となっています。

- ・教育施設については、幼稚園・小学校が8箇所、中学校が4箇所、高等学校が3箇所あります。高等学校を除く1学級当たりの児童・生徒数（平成17（2005）年）は、30人以下となっています。
- ・文化施設については、市民会館や音楽ホールなどが整備されており、スポーツ施設については、多目的グラウンドが9箇所、屋内体育施設が6箇所あるなど、比較的整備されており、周辺市町と同程度の水準にあるといえます。

<市民生活>

- ・「新市まちづくり計画」策定時の市民意向調査（平成15（2003）年11月実施）では、日用品の買物、医療・福祉施設の利用など、日常行動の多くが市内で行われています。
- ・文化鑑賞や高価な買物、身近な行楽地として阪神都市圏への行動が多くみられます。



本市では、市域の約7割を山林が占めており、河川沿いに広がった少ない平たん地を中心に、集落や農地が形成されています。また、道路や上・下水道などの生活基盤や、文化・スポーツ施設などもおおむね整備が進んでおり、市民の日常行動が主に市内で行われていることから、一定の都市的機能が充実していることがうかがえます。一部の日常行動では、アクセスが比較的容易な阪神都市圏とのつながりもうかがえます。

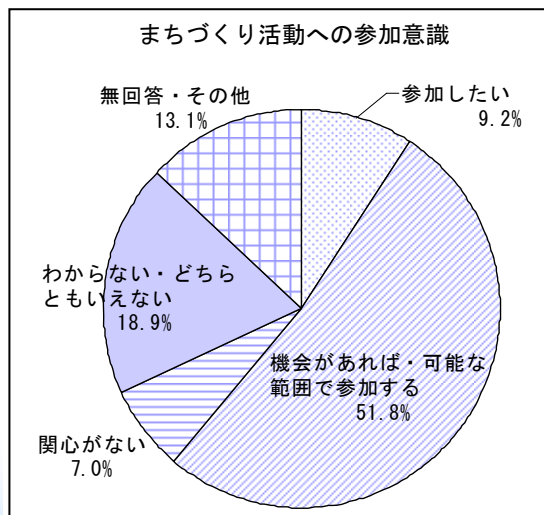
(7) 市民活動

<ボランティアやNPO※16活動、協働事業>

- ・西脇市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数（平成17（2005）年度末）は、38団体、878人となっています。
- ・本市を拠点としているNPO法人（平成18（2006）年度）は、6団体あります。

<市民のまちづくり活動への参加意識>

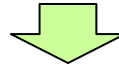
- ・「市内地区まちづくり計画アンケート調査」（平成15（2003）～18（2006）年度実施）の結果では、



※16 NPO

Non Profit Organization（民間非営利組織）の頭文字をとったもので、株式会社や営利企業とは違い、社会的活動を目的とし、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動に再投資する組織をいう。

「ぜひ参加したい・積極的に参加したい」が9.2%、「機会があれば参加する・可能な範囲で参加する」が51.8%となっており、何らかの形でまちづくり活動への参加意向を持っている人が全体の6割を超えています。



本市では、ボランティア団体など各種団体が活動しており、行政施策として市民主体のまちづくり活動に対する支援も展開されています。また、市民のまちづくり活動への参加意識も高くなっていることから、今後は、多様な主体によるまちづくりを進めていくため、こうした社会的活動への参加機会の創出や、組織の育成支援に努めていくことが求められています。

(8) 行財政

<財政状況>

※17 普通会計

自治体間の財政比較や統一的な掌握ができるようにするため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、企業会計や国民健康保険など特定の目的で設置された会計を除いた会計のことをいう。

※18 地方交付税

すべての都道府県や市町村が、等しくかつ適切な水準で自主的に行政サービスを行うために必要な経費について、国税の一定割合をその総額として、国が交付する税(交付金)をいう。地方交付税は、一般財源とされ、その使い道に制限はない。

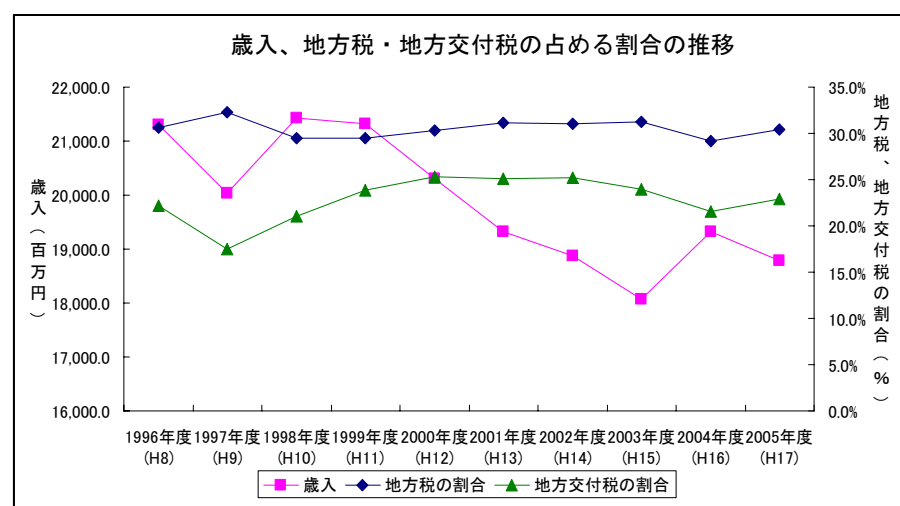
※19 三位一体の改革

①国庫補助負担金の廃止・縮減、②地方交付税の縮小、③地方への税源移譲の3つを一体で行う改革のこと。2003年の6月27日に閣議決定された、小泉内閣の「骨太の方針第3弾」で示された。

※20 投資的経費

経費の支出効果が固定的な資本形成に向けられるもので、施設などストックとして将来に残るものに支出される経費をいう。予算科目では、普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業を指す。

- 本市(旧西脇市と旧黒田庄町の合計)の普通会計^{※17}の歳入は年々減少傾向にあり、平成8(1996)年度に約213億円であったものが、平成17(2005)年度には約188億円と約12%減少しています。
- 自主財源の根幹となる市税は、平成8(1996)年度の約65億円をピークに年々減少傾向にあり、人口減少や景気の低迷などの影響で、個人・法人市民税の割合が減少し、固定資産税の割合が6割近くに増加してきています。
- 地方交付税^{※18}は、国の三位一体の改革^{※19}などの影響により、平成12(2000)年度の約51億円をピークに減少傾向にありますが、歳入全体の約2割(平成17(2005)年度)を占めています。



- 普通会計の歳出は、投資的経費^{※20}が減少傾向にある一方、特別会計^{※21}への繰出金や企業会計^{※22}などへの負担金である補助費等の割合が高くなっています。

※21 特別会計

特定の事業を行う場合や特定の収入で事業を行う場合、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置するもの。

※22 企業会計

特別会計の中で、病院・水道など事業収益をあげて、その収益でまかなう会計のことをいう。

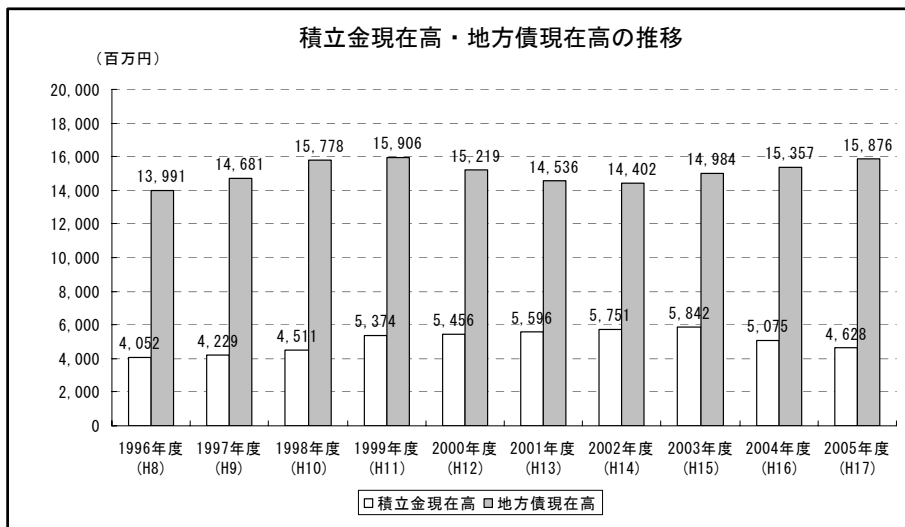
※23 地方債現在高

地方公共団体が発行する公債（債券）の残高のこと。いわゆる借金の残高

※24 財政調整基金

積立金の1つで、財政に余裕があるときに積立て（貯金）をして、経済不況などによる税収入の減少や、災害などにより、予定外の支出増を余儀なくされるような場合に、取崩しを行う基金

- ・普通会計の地方債現在高^{※23}は、平成8（1996）年度～17（2005）年度にかけて約150億円前後で推移しており、特別会計や企業会計の地方債残高をあわせると500億円以上にのぼっています。
- ・積立金は、約40～60億円で推移していますが、歳入の減少に伴い、財政調整基金^{※24}を取り崩した厳しい財政運営が強いられています。



資料：地方財政状況調査

※25 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、税など経常的に収入される一般財源を、人件費・扶助費・公債費などの経常的に支出する経費にどの程度充当しているかを示す指標

- ・財政指標のうち、経常収支比率^{※25}については、高い水準にあり、財政の硬直化がみられます。また、財政力指数^{※26}については、0.60（平成17（2005）年度）となっており、北播磨3市のうち小野市・加東市を大きく下回り、十分な自主財源が確保されていない状況にあります。

※26 財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指標で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表している。一般的に1に近いほど、又は1を超えるほど財源に余裕があるとされる。

<職員の状況>

- ・職員数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成18（2006）年で727人となっています。
- ・北播磨3市と比較すると、市民1,000人当たりの職員数では、病床数320床を擁する市立西脇病院があることから最も多くなっていますが、普通会計部門の職員は7.0人と小野市に次いで低くなっており、年々減少傾向にあります。



※27 扶助費

各種福祉サービスなど社会保障にかかわる経費をいう。公的扶助制度である生活保護法・老人福祉法・児童福祉法などのほか、自治体が独自の施策として実施している福祉制度による経費も含まれる。

本市では、地方税・地方交付税を中心に歳入が減少しており、今後も、人口減少、国の行財政改革の推進などにより、一層の減少が見込まれる一方、少子高齢化による扶助費^{※27}の増大や大型事業の起債償還、さらには社会資本^{※28}の維持や更新に伴う経費の支出が見込まれることから、歳出の増加は避けられず、財政状況がますます厳しくなることが懸念されます。したがって、限られた財源の中で、効率よく行政運営を行っていくことが求められています。

※28 社会資本

道路・港湾・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設のこと。社会共済資本ともいう。

(9) 西脇市の「強み」と「弱み」

本市を取り巻く現況から、本市の「強み」と「弱み」の特性を次のとおり整理します。

<強み>

- ・ 道路、上・下水道、公共施設などの一定の生活基盤が整備されており、市民生活を支える社会資本が比較的に整っています。
- ・ 播州織や播州釣針など古くからの地場産業が基幹産業となっています。また、一定の商業基盤が形成され、播磨内陸地域の商業拠点となっています。農業分野では、黒田庄和牛などの地域ブランドがあります。
- ・ 阪神都市圏から1時間圏内に位置するため、交流人口^{※29}が増加しています。
- ・ 北播磨3市と比較して可住地面積が狭いものの、自然環境に恵まれており、市民意向調査では、このことが定住したい要因の1つとなっています。
- ・ まちづくり活動への市民の参加意識が潜在的に高くなっています。
- ・ 市町合併により、行財政の効率化と効果的な投資を図ることができる状況にあります。

※29 交流人口

地域内に居住する定住人口に対し、通勤・通学・文化・スポーツ・買物・観光などを目的として、地域外から訪れる人をいう。

<弱み>

- ・ 少子高齢化の急速な進行と転出超過に伴い、横ばいにあった定住人口が減少傾向にあります。
- ・ 市内の総生産・市民所得も周辺都市と比較して低くなっており、地域経済が低迷しています。
- ・ 新規企業の立地が少なく、地域の経済的な依存度が高い地場産業が低迷しているため、ぜい弱な産業構造となっています。
- ・ 農業の生産力が低下している中、米作中心であるため、農産物の加工など多様な農業施策の展開が困難となっています。
- ・ 地域内外を結ぶ鉄道・路線バスなどの公共交通の利便性が低く、利用人員が少なくなっています。
- ・ 財政状況は、歳入である地方税や地方交付税が減少傾向にある一方、今後、扶助費をはじめとする歳出の増加が見込まれ、厳しい財政運営が予想されます。

第2節 市民意向

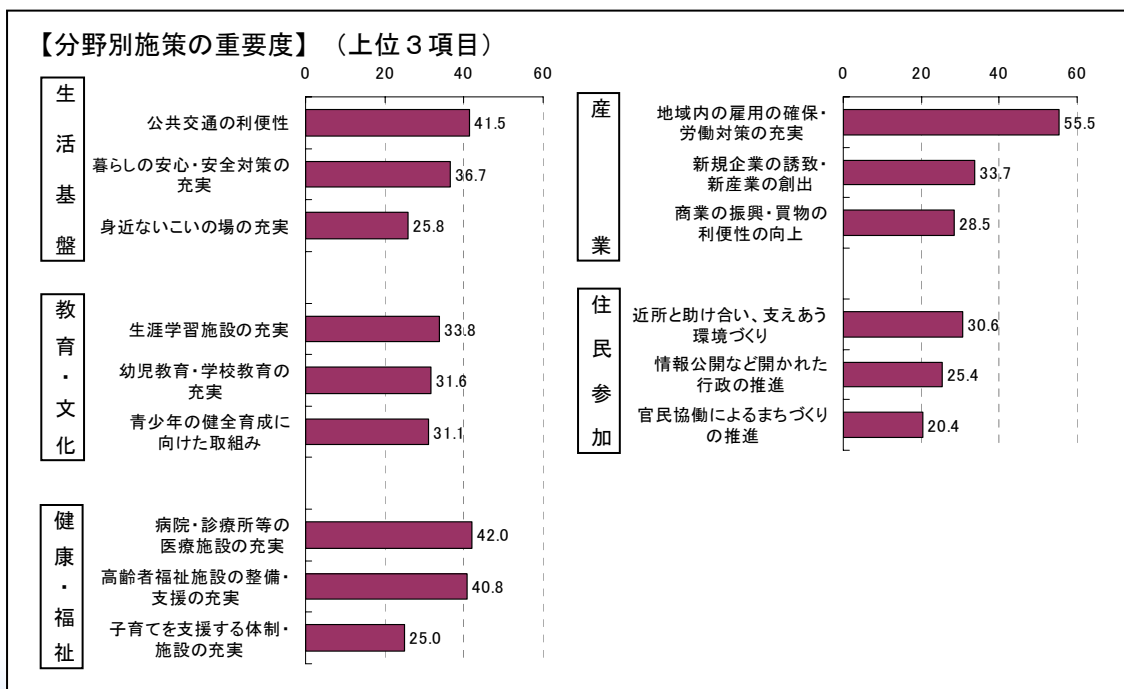
(1) 将来のまちづくりに必要な施策について

「新市まちづくり計画」の策定に当たり、平成15（2003）年11月、市民 4,000人を対象に実施した市民意向調査（回答率46.2%）では、全体的に「まちの現状の満足度」が低い施策や、最近の地域課題として注目されている施策の重要度が高くなっています。

生活基盤分野では、「公共交通の利便性」が最も高くなっています。公共交通の利便性については、現状に対する満足度についても最も低くなっているため、今後の充実が強く求められていると考えられます。次いで、「暮らしの安心・安全対策の充実」を望む割合が高くなっています。

教育・文化分野では、「生涯学習施設の充実」が最も高く、次いで「幼児教育・学校教育の充実」、「青少年の健全育成に向けた取組」となっています。また、若年層を中心に、生涯学習施設の充実が求められているとともに、近年、社会問題となっている学校教育や犯罪の低年齢化を反映し、50歳代以上では、青少年の健全育成に向けた施策の充実が求められています。

健康・福祉分野では、「病院・診療所等の医療施設の充実」と「高齢者福祉施設の整備・支援の充実」の上位2項目の割合が他の項目と比較して非常に高くなっていることから、医療施設や高齢者福祉施設の一層の充実が強く求められていることがうかがえます。また、若年層を中心に「子育てを支援する体制・施設の充実」を求める割合が高くなっています。

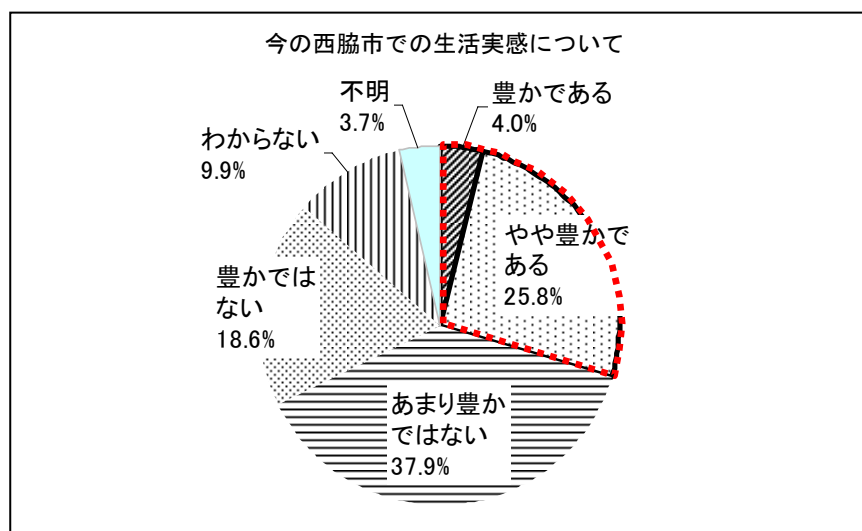


産業分野では、「地域内の雇用の確保・労働対策の充実」が最も高く、他の項目と比較しても非常に高い割合となっています。現状に対する満足度についても最も低かったことから、低迷する経済・雇用情勢を反映し、雇用の確保をはじめ経済基盤の強化が強く求められていることがうかがえます。

住民参加分野では、「近所と助け合い、支え合う環境づくり」、「情報公開など開かれた行政の推進」、「官民協働によるまちづくりの推進」が上位3項目にあげられています。地域の自治活動を活発に行うことができる環境づくりとそれに対する行政の支援が求められていることがうかがえます。

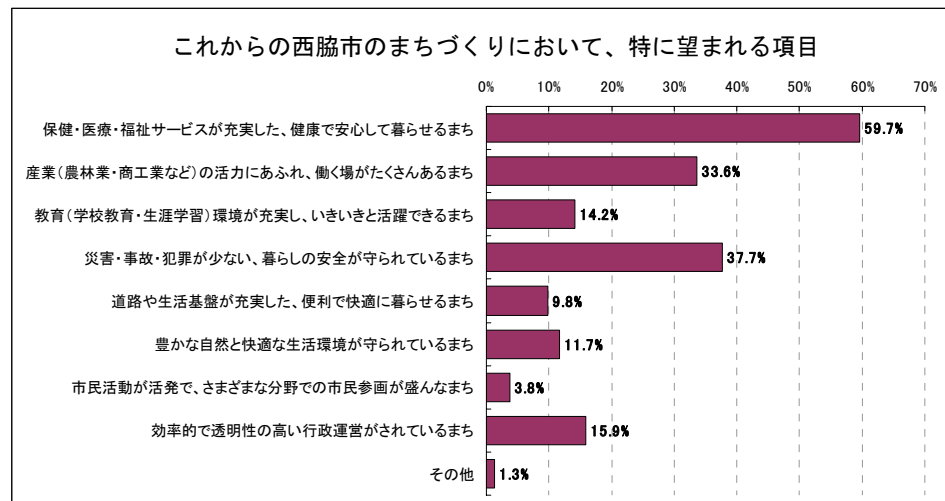
(2) 本市での生活実感（豊かさ）について

この計画の策定に当たり、平成18（2006）年10月、市民 3,000人を対象に実施した市民意向調査（回答率39.2%）では、本市での生活について、「豊かである」と感じている人の割合が 4.0%、「やや豊かである」が25.8%となっており、計29.8%が今の生活を豊かだと感じています。一方、「あまり豊かではない」が37.9%、「豊かではない」が18.6%となっており、あわせて56.5%と半分以上の人が「豊かではない」と感じている結果となっています。



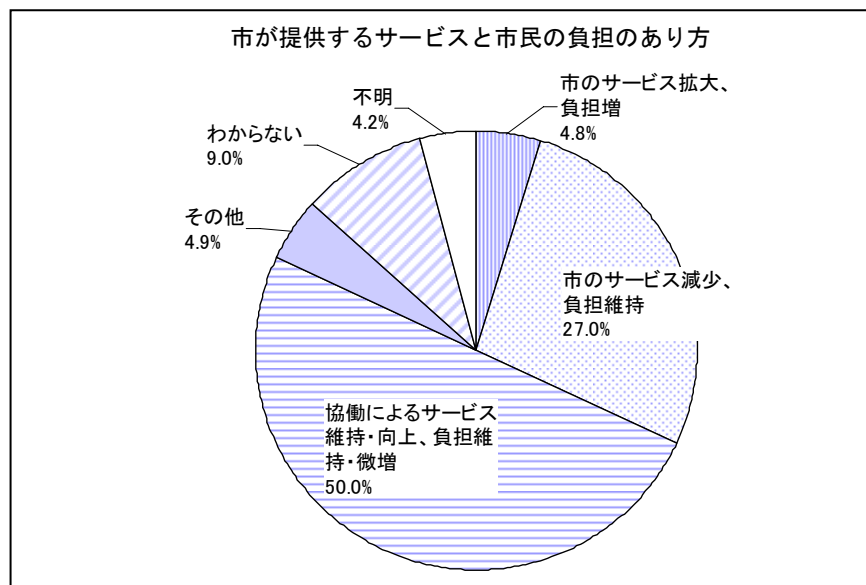
(3) まちづくりの方向性について

前述の調査において、これからのまちづくりにおいて特に望まれる項目について聞いたところ、「保健・医療・福祉サービスが充実した、健康で安心して暮らせるまち」が59.7%と最も多く、次いで「災害・事故・犯罪が少ない、暮らしの安全が守られているまち」が37.7%、「産業（農林業・商工業など）の活力にあふれ、働く場がたくさんあるまち」が33.6%と続いています。



※30 市が提供するサービス
 ここでは、医療・福祉、教育・文化、産業振興、都市基盤整備、環境保全など、行政が市民からの税金や手数料などによって、市民の生活を支えるために提供しているサービスをいう。

市が提供するサービス^{※30}と市民の負担のあり方については、「市が提供するサービスのうち、自分たちでできることは自分たちで行い、サービス全体の維持・向上を図り、税・公的保険料・手数料などの市民負担は維持又は微増にとどめる。(協働によるサービス維持・向上、負担維持・微増)」が50.0%と半数を占めていることから、今後は市民と行政の協働による公共的なサービスの維持・向上を進めていくことが求められています。



第4章 社会潮流

(1) 少子高齢化の進行と全体人口の減少

わが国の総人口は、平成17（2005）年には死亡数が出生数を上回り、人口減少に転じたとの報告が厚生労働省から出され、今後も年少人口が減少する一方で高齢者が増え、平成27（2015）年頃には、国民の4人に1人が65歳以上になることが予測されています。

こうした人口構造の変化により、高齢者を支える若年労働力人口が減少し、社会全体の活力の低下が懸念されるとともに、医療・福祉などの社会保障費の増加が見込まれることから、超高齢社会^{※31}に対応した持続可能な社会システムの整備が求められています。

また、合計特殊出生率^{※32}は年々低下を続け、平成17年には過去最低の1.26となり、長期的に人口を維持できる水準である2.07を大きく下回っています。このため、平成15（2003）年には「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」が成立し、少子化対策や子育て支援に向けた行動計画が各自治体において策定され、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりや子育て支援サービスの拡充が図られてきており、家庭や学校だけでなく、地域社会全体での取組が求められるようになっていきます。

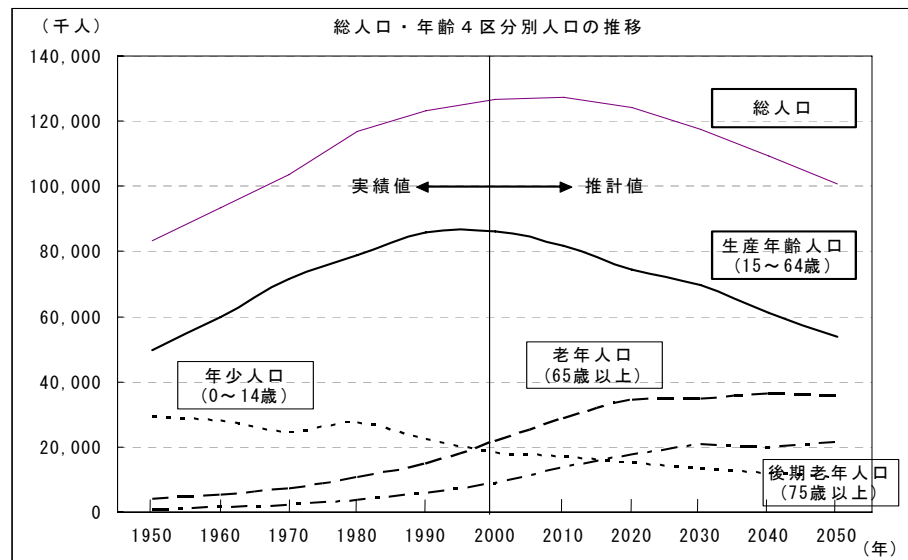
今後は、一層の少子化対策や医療・福祉施策の充実など、人口構造の変化に応じた効果的な施策の展開が必要となっています。

※31 超高齢社会

人口高齢化率が20%を超える社会で、それが長寿化によるものばかりでなく、持続的な出生率低下（少子化）によって、急速に進んだ高齢化社会のこと。

※32 合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に産む子どもの平均数をあらわす。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

(2) 地方分権の進展と行財政改革の推進

平成12（2000）年には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）」が施行され、国から地方

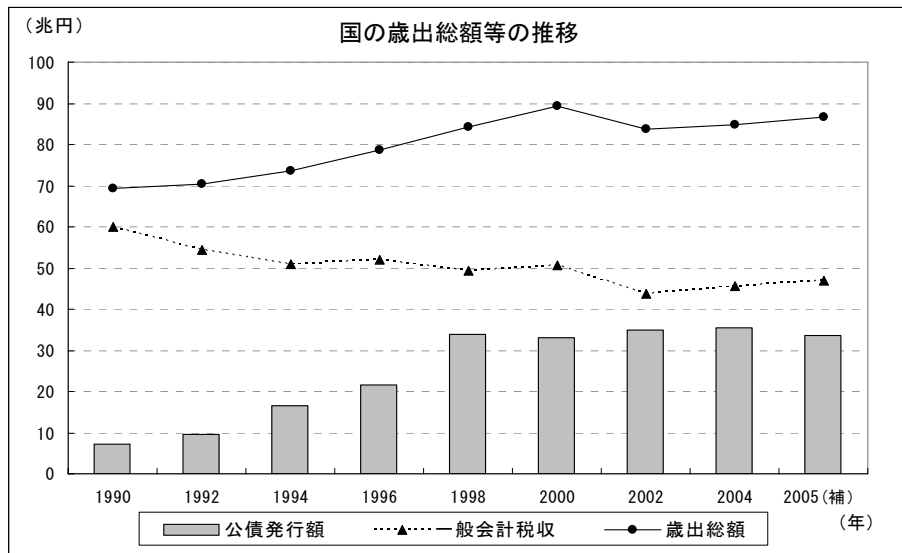
への事務権限の移譲によって、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の役割がますます大きくなっています。

国では、分権型システムの構築に向け、自治体規模の拡大と行財政基盤の強化を目的に市町村合併を推進するとともに、地方自治体の自主性・自律性を高め、財政の効率化を図ることをねらった、いわゆる三位一体の改革に取り組んでいます。また、国・地方自治体ともに長期的な景気の低迷によって財政状況は非常に悪化しており、近年では国の歳入に占める国債の依存度は40%を超えています。

このような状況の下、新たな行政課題への対応や活力ある経済社会の創造に向け、行財政改革に取り組む必要があることから、国では「小さな政府^{※33}」を目指した構造改革を推進し、地方自治体においても、効率的な行政体制の整備や事務事業の見直しなど社会環境の変革に対応した適切な行政運営を進めていく時代になっています。

※33 小さな政府

政府の市場への介入を最小限にし、個人の自己責任を重視することにより、国家による社会政策を最小限にする考え。政府活動の割合を低下させるため、低い税率と少ない歳出を志向する。わが国では、公共サービスの民営化などの政策が進められている。



注) 2005年は補正後予算額

資料：財務省公表資料

(3) 情報ネットワーク社会の到来

パソコンや携帯電話などの情報通信機器が飛躍的に普及したことにより、日常生活におけるインターネットの利用が急速に拡大し、平成15(2003)年には人口普及率が60%を超えました。急速な情報化の進展は、産業経済の発展や日常生活に新たな可能性をもたらし、今後も情報通信機器の高度化と高速通信網の整備などに伴う利用環境の向上により、情報通信技術を利用したサービスの進展が見込まれます。このような背景から、国では「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」情報通信ネットワークにつながり、情報の自在なやり取りなど多様なコミュニケーションができるユビキタス^{※34}社会の構築を進めています。

そのため、平成15年に「電子政府構築計画」を策定するとともに、住民基本台帳ネットワークシステム^{※35}が本格稼動するなど、情報通信技術

※34 ユビキタス

語源はラテン語で、「至るところに存在する(偏在)」という意味。インターネットなどの情報ネットワークに、いつでも、どこからでもアクセスできる環境を指す。

※35 住民基本台帳ネットワークシステム

地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4つの情報（氏名・生年月日・性別・住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とする。

を活用した幅広い行政サービスの展開が図られています。今後も、日常的な情報提供をはじめ、在宅での医療・福祉、学習活動、防災情報など情報通信技術を活用した多様なサービスの可能性が見込まれています。

一方で、情報通信基盤の整備水準、情報通信機器の利用方法や技術の程度による情報格差が懸念されています。また、コンピュータウイルスや不正アクセスなどのサイバー犯罪、さらには企業の顧客情報の大量流出が問題になるなど、情報ネットワーク社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護も新たな課題となっています。

（4）環境意識の高まりと持続可能な社会^{※36}の実現に向けた取組の進展

※36 持続可能な社会

1987年に国連の「環境と開発に関する世界委員会」の報告書に基づく言葉で、環境と開発を相反するものではなく、互いに依存するものとしてとらえた考え方。環境面だけでなく、社会・経済面で、現在の利益だけにとらわれず、将来の世代にも配慮した、長期的な視点から利益を重視した考え方を持つ社会をいう。

世界人口の増大と社会経済活動の発展に伴って、食料やエネルギー資源への需要がますます高まる中、地球温暖化をはじめ、熱帯雨林の減少、酸性雨の発生、オゾン層^{※37}の破壊など地球規模での環境問題が深刻化しています。

このため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の企業活動やライフスタイルを見直し、環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築していくことが求められています。

※37 オゾン層

地上20km～25kmの成層圏にあるオゾンでできた層。太陽からの紫外線を吸収し、人体に悪影響を及ぼす有害な紫外線が地球に届くのを防ぐ働きがある。

このようなことを背景に、わが国では平成5（1993）年に「環境基本法」を制定し、複雑化・多様化する環境問題に対処していくとともに、平成9（1997）年には「京都議定書^{※38}」を批准し、温室効果ガスの排出量の削減に努めています。また、企業においても、環境に対する意識の高まりから、ISO 14001^{※39}の認証取得件数が増加しており、環境問題への取組を公開する企業も着実に増加するなど、環境への配慮が企業活動において不可欠な要素となっています。

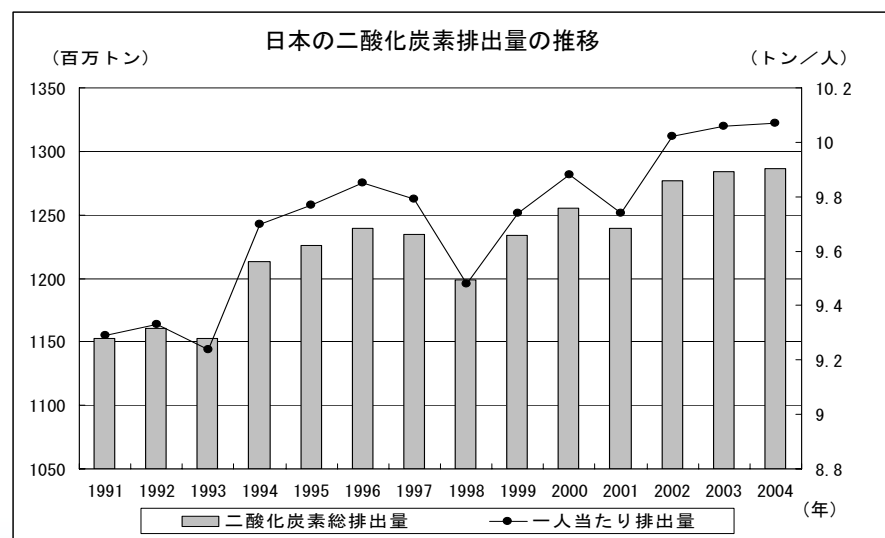
※38 京都議定書

1997年に京都市で開かれた地球温暖化防止京都会議（第3回気候変動枠組条約締約国会議）で議決した議定書。正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについて、先進国における削減率を国別に定め、約束期間内に共同で目標を達成することとなっている。

一方、市民においても、環境保全活動に取り組むNPO法人数が増加傾向にあり、個人レベルでの環境に配慮した行動や取組もみられるなど、環境問題に対する意識が高まっています。

※39 ISO14001

組織活動や製品・サービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格



資料：日本国温室効果ガスインベントリ報告

(5) グローバル化の進展

市場経済の自由化、航空ネットワークの拡大、さらにはインターネットをはじめとする情報通信技術の発達により、国境を越えた人・もの・金・情報の交流は急速に拡大しています。

ビジネスの分野では、従来の日本企業の海外進出に加え、外資系企業の日本市場への進出も目立ってきており、世界規模での企業の提携、再編も繰り返されています。近年ではBRICs^{※40}に代表される新興国の経済が著しく成長する中、日本経済の世界とのつながり、特に中国をはじめとするアジア地域とのつながりは年々強まっています。しかし一方で、国際的な競争により、製造業の拠点の海外移転が進むなど、わが国の産業構造は大きく変化しています。

また、市民生活においても、海外渡航者や在日外国人の増加に加え、インターネットの普及に伴い、海外の文化やビジネスに接する機会が増えています。こうした海外とのつながりが強まるのに伴い、世界的な視野で物事を考え、行動する市民の増加も見込まれます。

このような中、わが国は、経済社会をはじめさまざまな分野での世界標準への迅速な対応を図るとともに、新たな基準づくりの先導や国際関係において積極的な役割を果たすことにより、国際的地位を高めていくことが求められています。

※40 BRICs

ブラジル・ロシア・インド・中国の4か国の頭文字をとった造語。アメリカの大手証券会社が、2003年秋に投資家向けにまとめたレポートで用いた語句。現在のペースで経済が発展していくと、巨大な国土・人口・資源を持つこの4か国が世界経済地図を大きく塗り替えるという予測がされている。

(6) 経済の低成長と雇用形態の変化

※41 バブル経済

不動産や株式などの資産の価格が、投機によって説明可能な価格以上に上昇し、その上昇が魅力となって、さらなる投機を呼ぶという循環が生じている状態の経済をいう。ここでは、急激な円高の進行により、1980年代後半から90年代前半の過剰な投機熱が加速した「バブル景気」をいう。

※42 いざなぎ景気

1965年から70年にかけて5年近く続いた好景気。所得水準の向上に伴い、消費の大きな伸びがみられるなど、この期間に日本経済は拡大し、世界第2位の経済大国となった。

※43 ジニ係数

所得・資産分配の不平等度を表す指標であり、その国や団体の構成員の所得格差が、全体として平均所得に対してどれだけになるかを表す。係数は0と1の間の値をとり、値が1に近づくほど不平等度が高くなる。0.3を超えると格差が目立つとされ、総務省発表の2004年の全国数値は0.308

バブル経済^{※41}の崩壊後、日本経済は長期にわたり低迷を続けていたが、平成13（2001）年度のマイナス成長から平成14（2002）年度には、実質GDP（国内総生産）成長率0.8%とプラス成長に回復し、その後も、平成15（2003）年度2.0%、平成16（2004）年度1.9%と堅調に推移し、戦後最長の「いざなぎ景気^{※42}」を超える景気拡大期となっています。上昇傾向にあった完全失業率が低下し、有効求人倍率が上昇していることから、都市部を中心に景気回復への兆しがみられますが、地方経済は産業構造の変化、政府支出の抑制、バブル期以降さらに強まる東京の一極集中などにより依然厳しい状況にあり、実感なき景気回復となっています。

長期的な景気の低迷により、企業の雇用形態や賃金体系が大きく変化したことから、所得格差を示すジニ係数^{※43}が拡大傾向にあり、多くの国民が「格差は広がっている。」との認識を持っており、所得格差の拡大とそれに伴う社会階層の固定化が懸念されています。企業はコスト削減のため、非正規雇用者の割合を増やしたため、ワーキングプア^{※44}と呼ばれる階層が生まれ、新たな社会問題となっているほか、若年層を中心に十分な雇用機会が与えられなかったことが一因となり、近年では定職を

※44 ワーキングプア

働いているにもかかわらず、生活保護水準以下の収入しか得られない働く貧困層に対する呼称。バブル崩壊後の企業の雇用形態の変化により、非正規社員として低賃金で働かざるを得なくなっている人々がこうした層を形成しており、全国で400万人ともいわれる。

※45 ニート

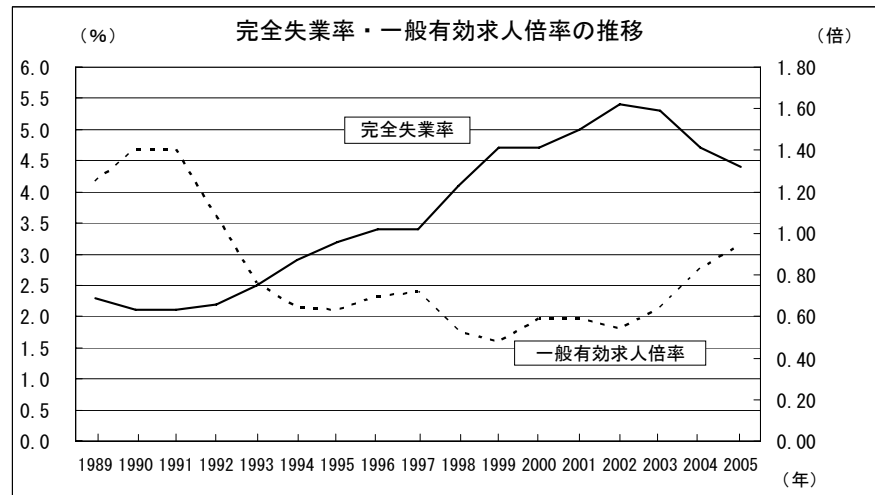
Not in Employment, Education or Training の略称。イギリスで生まれた言葉で、元々は職業にも学業にも就かず、専門的技能を取得する意志も無い人のことを指す。厚生労働省の「労働経済白書」では、非労働力人口のうち、年齢15歳～34歳で、通学・家事をしていない者をいう。

※46 団塊の世代

第2次世界大戦直後の1947年から1949年（1951年、あるいは1956年まで含む場合もある。）にかけての第1次ベビーブームで生まれた最も人口規模が大きい世代のことで、作家の堺屋太一氏が1976年に発表した小説「団塊の世代」によって登場した言葉

持たないフリーターやニート^{※45}が増加しています。一方で、700万人ともいわれる団塊の世代^{※46}が平成19（2007）年以降に60歳を迎えることから、退職者の大幅な増加が見込まれ、雇用構造の急激な変化が予想されます。

景気動向と雇用環境は、人々の豊かな暮らしを支える重要な基盤であり、税収面でも国や地方の財政に直接的な影響を与えることから、経済基盤の強化と雇用環境の改善に向けて積極的に取り組んでいくことが必要です。



資料：厚生労働省、日本統計年鑑

(7) 災害に強い安全・安心なまちづくりとくらしの安全確保

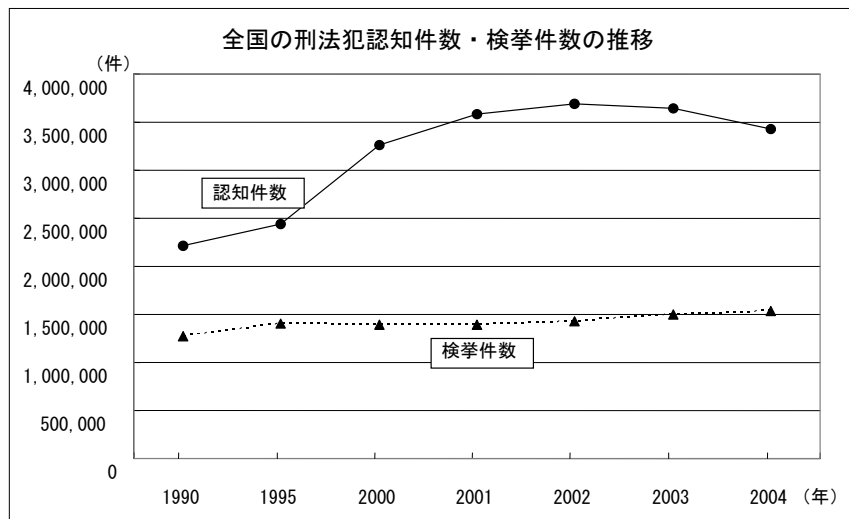
平成7（1995）年の阪神・淡路大震災以来、災害の教訓に学び、行政だけでなく、地域社会や国民一人ひとりに至るまで、いつでも起こりうる大災害への備えの重要性があらためて認識されるようになりました。さらに近年、全国各地で大雨などによる自然災害が多発していることから、防災に対する意識がますます高まっています。このため、行政では防災基盤の整備を進めるとともに、地域社会が主体となって、自分たちの住むまちの防災力を向上させることが求められています。

一方、近年、犯罪の発生件数が全国的に増加しており、子どもや女性が被害者となる事件も多発するなど社会不安が増大しており、日常生活における安全の確保が大きな問題となっています。今後は、自分たちの住むまちの治安維持に向け、地域社会と連携した防犯体制の整備を図ることが求められています。

さらに、これまでは顕在化しなかったBSE（牛海綿状脳症）や鳥インフルエンザなど動物由来感染症の発生が大きな問題となっており、今後は地球温暖化の影響による熱帯性感染症^{※47}の発生なども懸念されることから、これらの感染症対策をはじめ、日常生活を脅かす新たな課題にも適切に対応していくことが必要です。

※47 熱帯性感染症

熱帯熱マラリアやデング熱などの主に熱帯地域の途上国において流行している感染症をいう。



資料：日本統計年鑑

(8) 市民参加型社会への流れ

社会の成熟に伴い、住民の地域社会への貢献意識やまちづくり活動への参加意識が高まっています。平成15（2003）年には、ボランティア活動を行っている人の数は、全国で約780万人にのぼり、昭和59（1984）年からの20年間で約5倍に拡大しています。

また、平成10（1998）年の「特定非営利活動促進法（NPO法）」の施行以来、全国的にNPO法人が増え、平成12（2000）年には約1,700団体であったものが、平成18（2006）年には約29,000団体（兵庫県内では1,030団体）と飛躍的に増加しており、公共的分野における活動に取り組む団体も増加しています。

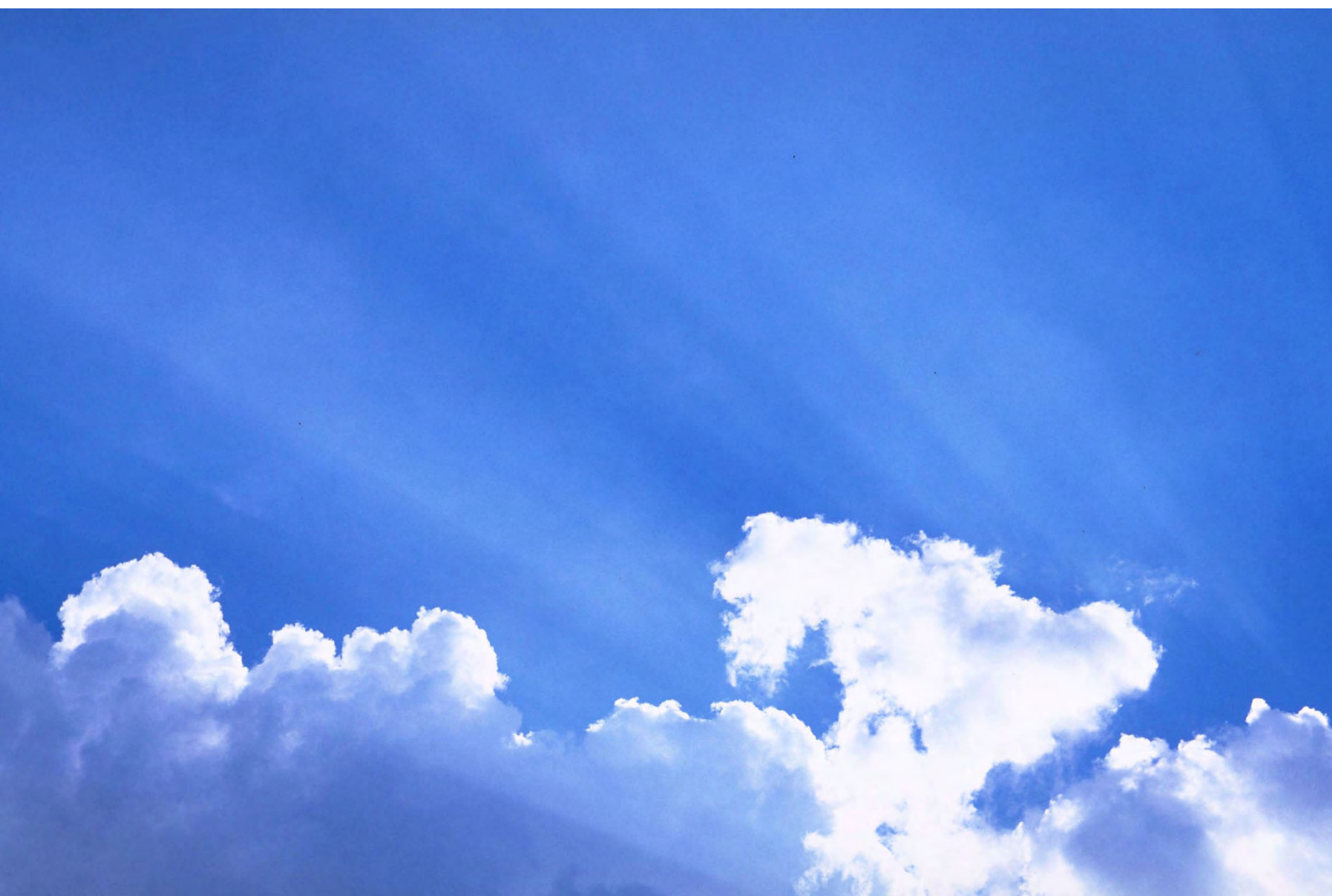
このように、地域における市民活動が活発化する中で、行政がNPO団体などと協働して事業を展開する動きも多くみられ、今後はこうした団体が、さまざまな場面で活躍していくことが期待されています。

さらに、まちづくりに対する市民の参画意識の高まりを背景に、市民の権利や責務を明確にし、行政との情報の共有化や意思決定過程への参画などの自治の基本原則を定めた「自治基本条例」を制定する動きも広がっています。

今後、行政においては、計画策定や事業実施、さらには事後評価に至るまで政策形成段階からの市民参画の機会を創出するとともに、行政だけでなく、市民やNPOなど多様な主体が、コミュニティビジネス^{※48}にみられるような公共的サービスを提供していく仕組みを構築するなど、市民参加型社会の実現に向けた取組が重要になっています。

※48 コミュニティビジネス
地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に向け、労働力・原材料・ノウハウ・技術などの地域の経営資源を利用し、地域住民などが主体となって自発的に地域課題の解決に向けて、ビジネスとして成立させていく事業活動をいう。

II 基本構想



第1章

市の主要課題と求められる方向性

市の現況、市民意向調査の結果、社会潮流から、本市の主要課題と求められる方向性を次のようにとらえました。

(1) 健康で安心して暮らせるまちの創造

本市では、高齢化が急速に進行しており、全国・兵庫県平均を上回る高齢化率となっています。一方、出生率は年々低下する傾向にあることから、将来的には人口構造の少子高齢化がますます顕著になることが予想されており、少子・超高齢社会への対応が急務であるといえます。市民意向調査でも、これからのまちづくりにおいて「健康で安心して暮らせるまち」を望む意見が最も多くなっており、保健・医療・福祉施策の一層の充実が強く求められています。

このため、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備、高齢者や障害のある人など生活支援を必要とする人々が、いきいきと暮らせるまちづくりを進め、住み慣れた地域の中で、すべての市民が、自分らしく、自立した生活を営むことができるまちを創造していくことが必要です。



(2) 産業の振興と経済基盤の強化

本市は、古くから織物・釣針といった特色ある地場産業に支えられて発展を遂げ、これら地場産業の発展とともに商業が興隆し、播磨内陸地域の商業都市としても発展してきました。また、黒田庄地区では、和牛の生産や循環型農業^{※49}をはじめとする農業振興に取り組み、地域固有の産業基盤が形成されています。

しかし、近年は、社会経済環境の変化による地場産業の停滞などが影響し、本市の経済状況は低迷しており、市内での就業者人口割合は年々低下するとともに、市民1人当たりの所得は、兵庫県平均や周辺都市を下回っています。市民意向調査では、こうした厳しい経済情勢を反映し、

※49 循環型農業

畜産農家から排出される家畜ふん尿をたい肥化することで、農地などの有機土壌化を実現し、良質な特色ある農産物を生産する方法をいう。また、耕種農家は畜産農家に稲わらを提供することで、環境への負荷の軽減に配慮した資源の有効利用を図ることができる。和牛の生産地である黒田庄地区を中心に行われている。

産業施策に対する満足度が非常に低くなっており、その中でも特に「地域内の雇用の確保・労働対策の充実」が重要であるとする意見が多く、本市での生活が豊かでないと感じている市民のうち約4割が「安定した収入が得られない」ことを理由にあげていることから、産業施策全般の充実・強化が強く求められています。

自立した豊かな生活を支えるためには、安定した経済基盤が不可欠なことから、地域経済を支えてきた地場産業など既存産業の振興を図るとともに、本市の特色や地域資源を生かした産業の創出や、新規産業の導入などによって産業構造の多角化を図ることが課題となっています。また、グローバル経済に左右されない地域内での経済循環を促進する仕組みの構築も必要です。

(3) 未来をひらく人材の育成と共生社会の創造

社会情勢がめまぐるしく変動し、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、社会のさまざまな分野で活躍できる人材を育成することが不可欠となっています。また、すべての人々が、さまざまな文化や多様な価値観を受け入れ、認め合い、ともに暮らす地域社会を創造していくことが求められています。

このため、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性と確かな学力を身につけ、個性を最大限に伸ばすことができる教育環境の整備を進めていくとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり、自己実現・自己向上を図り、地域社会を支える人材となるよう、多様な学習の提供と活動機会を創出していくことが必要です。さらには、すべての市民がそれぞれの個性と能力を存分に発揮できるよう、お互いの人権を尊重し合う真の共生社会の実現を目指し、社会環境の整備を進めていくことも必要です。

(4) 市民の安全を守るまちづくりの推進

平成16（2004）年の台風23号の襲来により、本市は市街地が浸水するなど甚大な被害を受けました。このような予期しない自然災害の発生に加え、最近の不透明な社会情勢を反映し、市内での犯罪件数も増加傾向にあることから、これまでも増して防災・防犯対策をはじめ、市民生活の安全対策の強化が望まれています。

こうした中、大雨や地震など自然災害による被害を最小限に抑えるため、減災に配慮した基盤整備を促進するとともに、市民一人ひとりの防災意識を高め、自助・共助・公助が一体となった安全・安心のまちづくりを進めていくことが必要です。

また、さまざまな事件や事故に子どもや高齢者などの社会的弱者が巻き込まれる事例が増えていることから、防犯・交通安全に対する意識を

高め、地域と連携しながら犯罪や事故が発生しにくいまちづくりを進めていくことが必要です。さらには、食の安全や新型コロナウイルスなど、市民の暮らしを脅かすあらゆる危機対策の強化にも努めていくことが求められています。

(5) 定住促進に資する快適な生活環境の整備

本市では、市外への転出人口の増加が深刻化しています。特に、若年層の転出によるまちの活力の低下が懸念されていることから、人口減少を抑制するための総合的な施策が必要です。

本市は、阪神都市圏と比較的近接した位置にあり、一定の都市的機能が集積しており、豊かな自然環境にも恵まれています。市民意向調査でも、定住意向は6割を超えており、地域への愛着や自然環境の豊かさなどがその要因となっている一方、若年層では、その傾向が極端に低くなっており、雇用の創出とともに、阪神都市圏を通勤・通学圏に入れた交通アクセスの向上や子育て支援の充実、にぎわいある都市空間づくりなどが求められています。また、本市での生活が「豊かでない」と感じる市民のうち約3割が生活基盤の整備の遅れや日常生活が不便であることをその理由にあげています。

これらのことから、定住地として魅力ある居住空間の創出に向け、市民生活の利便性に資する社会基盤の整備や快適な生活環境を創造していくことが必要です。



(6) 自然との共生と循環型社会の構築

経済的な発展に伴い、地球規模での環境問題が深刻化する中、利便性の高い暮らしとの調和を図りながら、自然と共生できる社会を構築することは、人類共通の課題であるといえます。また、地球の環境容量の限界が認識されるようになり、今後も持続的な発展を継続していくためには、限られた資源の有効活用に努め、環境に過大な負荷を与えない社会システムを確立していくことが求められています。

本市は、豊かな自然に恵まれており、これら自然の多大な恩恵を享受しながら発展を遂げてきました。しかし一方で、都市化の進行とともに、環境にかかわるさまざまな問題も発生していることから、自然資源の保

全と活用を図るとともに、生活や産業などあらゆる分野で環境に配慮したまちづくりを進め、人と自然にやさしい循環型社会を構築していくことが必要です。

(7) 協働による地域自治^{※50}（ローカル・ガバナンス）の実現

※50 地域自治

市町村など自分たちが住んでいる地域において、自分たちに関することを自らの責任において処理することをいう。地方自治の本旨である「住民自治」を指し、地域内の課題解決に向けて、広く地域住民が参加し、自治体と地域住民が同じ立場で活動・実施すること。

社会の成熟化に伴い、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応していくためには、地域自治のシステムを従来の「ガバメント」（＝政府・自治体など行政が統治すること）から、「ガバナンス」（＝行政・企業・市民などの各主体が協働で自治を行うこと）へ転換していくことが求められています。

また、限られた財源の中で、行政があらゆる市民ニーズを充足するサービスを提供していくことにはおのずから限界があります。このような中、「自分たちのことは、できるだけ自分たちの手で行う。」という意識の下、これまでの地域活動を支えてきた自治会や社会的目的を持つボランティア組織・NPO団体なども行政とともに、まちづくりの担い手となり、相互協力と役割分担により、よりきめ細かで、質の高い公共的サービスを提供していくことが期待されています。

このため、行政は、身近な課題への対応など地域社会が本来持っていた社会的機能の回復に向けた支援に努めるとともに、市民・各種団体・行政など地域社会を構成する多様な主体が、それぞれ自らの責任と役割を認識し、まちづくりに参画する「協働による地域自治」（ローカル・ガバナンス）の実現に向けた体制の構築を進めていくことが必要です。

(8) 効果的・効率的な行政経営の推進

市民ニーズの多様化、少子・超高齢社会の到来、厳しい経済状況などにより、多くの自治体で財政がひっ迫しています。本市においても厳しい財政状況の下、地方分権に対応できる自立性・自律性の高い自治体運営を行うためには、限られた経営資源で、最大限の効果を生み出していかなければなりません。これまでの固定観念にとらわれることなく、行政内部の改善・改革を進め、成果志向に基づく効果的・効率的な行政経営を推進していくことが求められています。

このため、行政は「選択と集中」の理念に基づき、実施事業の優先度を明確にし、適切な事業選択と経営資源の重点配分を行うことが必要です。また、「補完性の原則^{※51}」に基づき、従来の行政体制や市民サービスのあり方についても再検討を行うなど、行政の役割を抜本的に見直すとともに、時代と市民ニーズに応じた創造的な行政を展開していくことが必要です。

※51 補完性の原則
47ページで詳しく説明

第2章 市の都市像と将来像

第1節 都市像

都市像は、本市が存在する限り、恒久的なまちのあるべき姿をあらわしたものです。旧西脇市においては、昭和50（1975）年に「緑と清流の文化・工芸都市」を新・都市像として制定しましたが、市町合併による本市の誕生に伴い、都市像を次のように定めます。

人輝き 未来広がる 田園協奏都市

かつて、田園に住まう人々は、都市にはない支え合い、助け合いの仕組みをごく自然な形で生み出し、それらを大切に、豊かな人間性やコミュニティを築き、その中で、独自の文化を培ってきました。

近年、社会や人間関係の希薄化が進む中、「こころ」の大切さが再認識され、持続可能なコミュニティの形成と、より人間らしく生きることの価値観が重要視される時代となっています。

そうした中、西脇市と黒田庄町の2つのまちが合併し、新たな西脇市としてスタートを切りました。

私たちは、この2つのまちが持つこころ豊かな人々や魅力ある資源・特性を融合させ、ともに力を合わせ、そこに住まう人々がいきいきと輝き、未来への広がり期待できる新しいまちを希求し続けていきたいと考えます。



第2節 将来像

本市の都市像を受け、この計画において本市の目指すべき姿である将来像（キャッチフレーズ）を次のように定めます。

**いのちいきいき 自然きらきら
共生のまち にしわき**

～市民が主役！ 地域が主体！ 次世代につなぐふるさとの創造～

この将来像は、私たちの暮らしを支え、本市を築く礎となった豊かな自然との調和を図り、確かな連帯感とあたたかな安心感に包まれた地域社会の中で、だれもがいきいきと活動し、心の豊かさが実感できる一人と自然、人と人が共生する一そんなまちを創造していくことを宣言するものです。

「いのちいきいき」には、活力ある経済と薫り高い文化に支えられ、生涯にわたり健やかに安心して暮らしながら、自分の夢を実現していくことができるまちを創造していく、という想いを示しています。また、「いのち」としたのは、「日本のへそ」を称する本市が、地理的な中心であるということだけを示すのではなく、「へそ」の持つ「生命の始まり」、「つながり」といった意味を大切にしていきたい、という想いを含んでいます。

「自然きらきら」には、市域を囲むように広がる山や森、加古川水系の清流など本市の貴重な財産である豊かな自然環境を大切に継承していくため、環境と調和した社会の構築を進めていく、という想いを示しています。

「共生のまち」には、人と自然、人と人とのかかわりの中で、支え合い、理解し合いながら暮らしていくことの大切さを認識し、持続的に発展していくことができるまちをみんなで力を合わせつくっていきこう、という想いを示しています。

そして、まちづくりの主役として市民一人ひとりがさまざまな場面で活躍し、その一人ひとりが生活する身近な地域が、かつてそうであったように、強い市民力に支えられ、持てる力を最大限に発揮する主体となるまちづくりを進め、未来に引き継いでいきます。

第3章 都市経営の基本的な考え方

ここでは、将来像を実現するための前提条件となる都市経営の基本的な考え方について、まず整理します。

都市経営とは、本市において市民や行政など多様な主体が、共通の目標を達成するため、連携して行う活動をいいます。

第1節 社会環境の変化

※52 ナショナル・ミニマム
国家が国民に対して保障する最低限の生活水準。明確な定義はないが、狭義では憲法25条に規定する生存権の保障をいい、広義ではさまざまな行政分野において国民が全国どこでも同等の公的サービスが受けられる状況を意味する。また、その内容は時代背景や社会構造により変化するものとされている。

近年、道路や公共施設などの社会資本の整備や社会保障制度の充実などにより一定のナショナル・ミニマム^{※52}が充足されてきており、今後は社会の成熟化や少子高齢化の進行などによる社会構造の変化に伴う多様な価値観の下での生活の質的向上が求められることが予想されます。そのため、「市民生活に必要なサービスの範囲（＝公共的領域）」とその対象はますます拡大し、行政の果たすべき役割への市民の期待は大きくなっていくものと思われれます。しかし一方で、膨大な長期債務残高も抱え、国の財政状況は極めて厳しいものとなっており、全体人口が減少に転じる中、今後は右肩上がりの社会成長が望めないことから、行政サービスの最大の財源となる税収の拡大が困難な状況となっています。

市町村においては、地方分権の進展に伴う権限委譲が進められ、業務が拡大する中、自立した行政運営が求められていますが、三位一体の改革に伴う国庫補助金や地方交付税の削減などにより、財政的に厳しい状況が続いています。さらに今後は、市町村合併や行政事務の効率化のための職員削減によるマンパワーの縮小、情報通信技術の高度化への対応やこれまで整備してきた社会資本の維持更新が大きな課題となってきています。

このような中、公共的領域を一手に担うこれまでの行政運営を持続していくことにはおのずと限界があります。一方で、市民側においても主体的な公益活動が活発化してきており、「地域の身近な課題は自分たちの手で解決する。」という意識の高まりとともに、行政依存的思考からの変化も見受けられます。

こうした社会環境の変化を、市民は公共的領域への参画の、一方で行政は自己変革の絶好の機会ととらえ、これまでの考え方を転換し、持続可能な都市経営を確立していくことが必要です。



第2節 これからの都市経営のあり方

持続可能な都市経営を確立していくために、市民と行政との関係において、大きく分けて、次の3つの選択肢があるものと考えます。

① 行政サービス拡大、市民負担増

税・公的保険料・手数料などの市民の経済的負担を増やし、行政が市民に提供するサービスの充実・拡大を図る。

② 行政サービス減少、市民負担維持

税・公的保険料・手数料などの市民の経済的負担はできるだけ現状を維持し、限られた財源の中で、行政が市民に提供するサービスを必要最小限に絞り込む。

③ 協働によるサービス維持・向上、市民負担維持・微増

税・公的保険料・手数料などの市民の経済的負担は現状の維持又は微増にとどめ、行政が市民に提供するサービスと市民自身や地域などで担う活動に分け、サービス全体の維持・向上を図る。

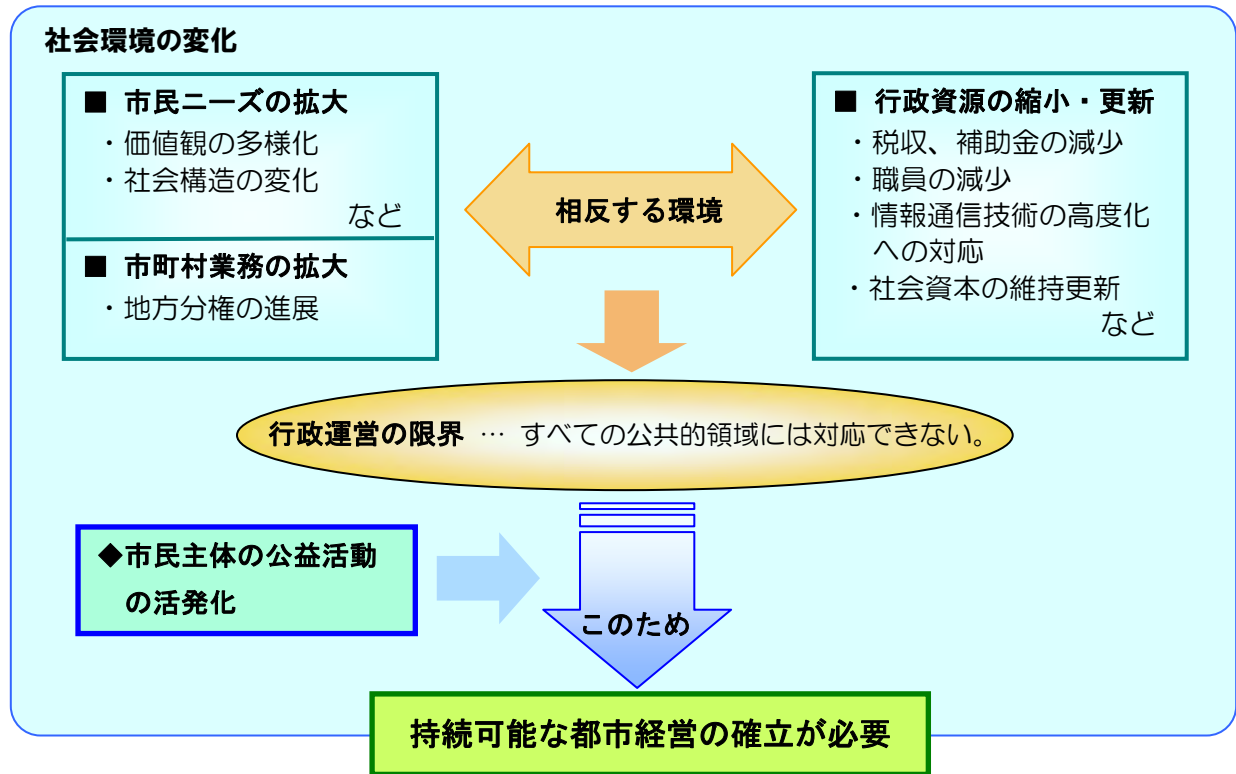
今後の社会環境を考慮すると、全体的に市民負担の軽減を図りながら、行政が直接提供するサービスを拡充させていくことは、もはや不可能な状況となっています。

このような中、上記のいずれの経営方針に転換していく場合においても、まずは行政自身の自助努力が求められます。そのため、本市では、「市民ニーズに応じた、負担に見合った満足度の高いサービス」の提供に向け、行政改革を進め、効果的・効率的な行政経営を推進していくことを経営方針の転換に当たっての前提とします。

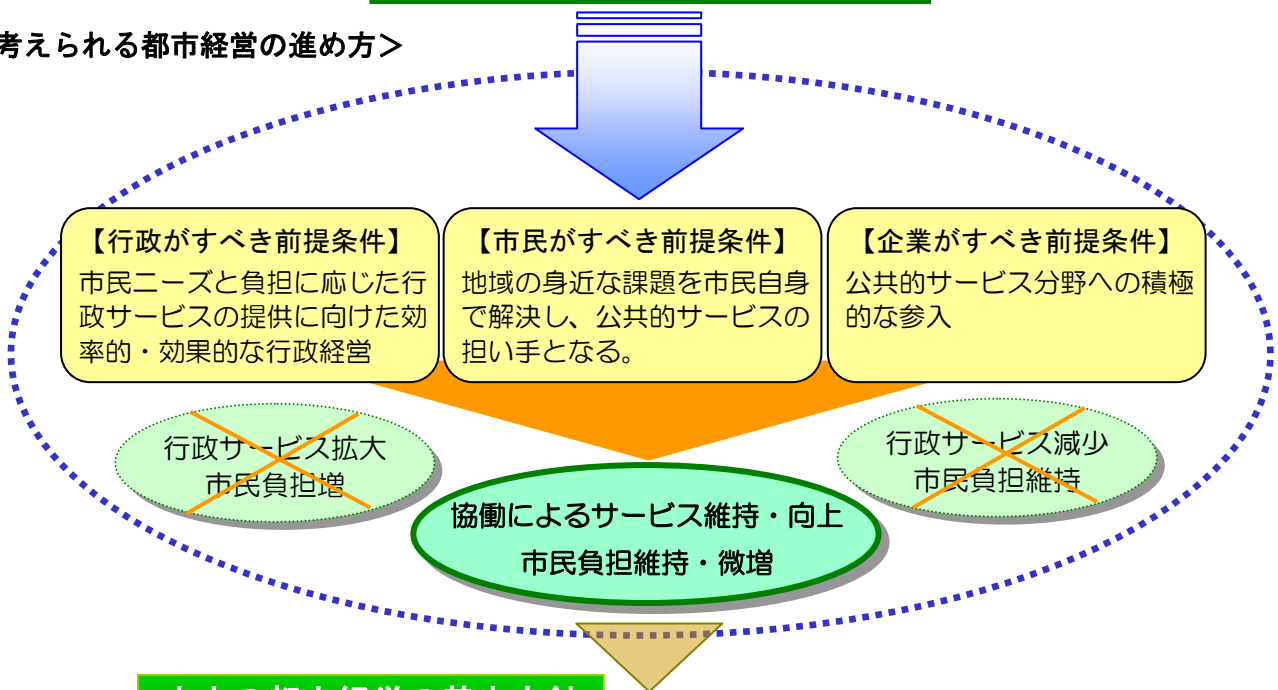
本市では、これからの都市経営の基本方針として、市民のみさんから最も多く支持された③の「市民の経済的負担は現状を維持又は微増にとどめ、行政が市民に提供するサービスと市民自身や地域などで担う活動に分け、サービス全体の維持・向上を図る。」こととします。



これからの都市経営のあり方



<考えられる都市経営の進め方>



本市の都市経営の基本方針

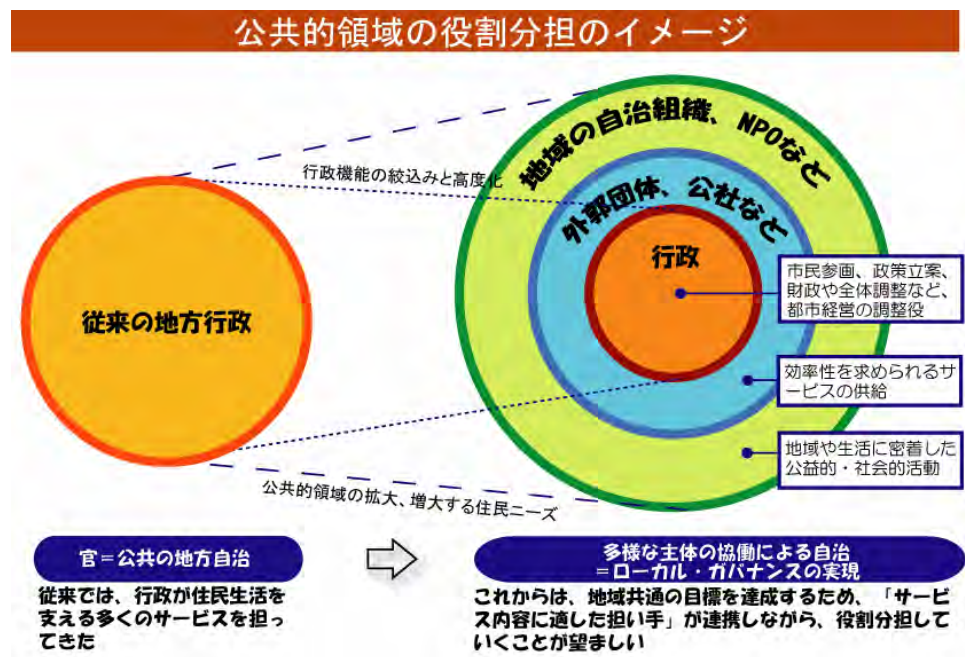
税・公的保険料・手数料などの市民の経済的負担は現状の維持又は微増にとどめ、行政が市民に提供するサービスと市民自身や地域などで担う活動に分け、サービス全体の維持・向上を図る。

※53 社会的コスト
 ここでいう「社会的コスト」とは、公共的領域の活動に要する金銭的価値（経費）や労働力などの人的価値をいう。

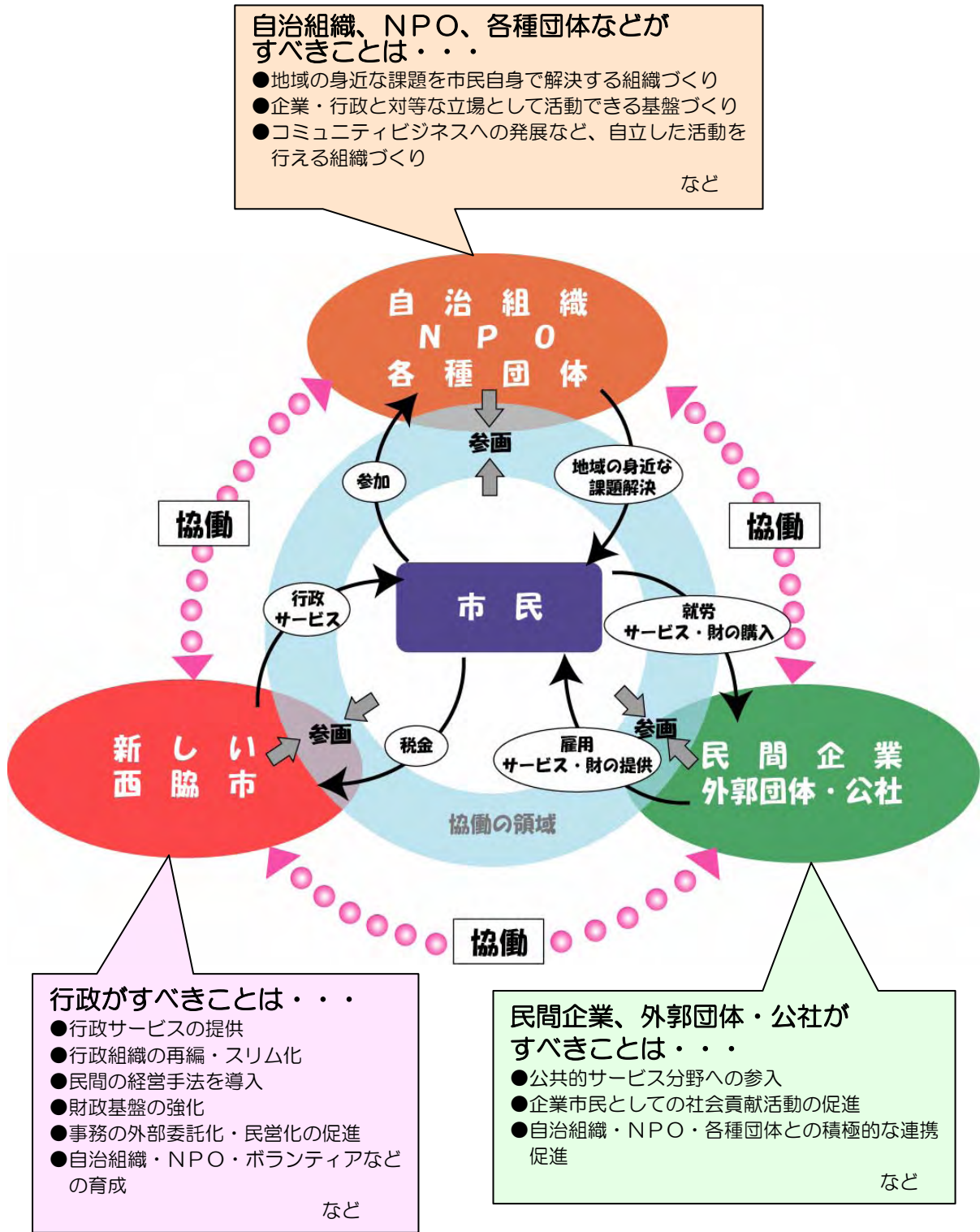
都市経営の転換が必要な今、「地域の課題は市民自らの意志に基づき、自らの責任において処理していく。」という「住民自治」の原点に立ち返り、市民一人ひとりがサービスの受け手としてだけでなく、担い手としても都市経営に積極的にかかわっていくことで、社会的コスト^{※53}が最適化された満足度の高い社会を構築していかなければなりません。そうした真の豊かさが実感できる社会が、今後求められている本市の姿であると考えます。

これまで行政が、公共的領域におけるサービスの主体として独占的・主導的に活動してきた結果、市民や地域社会が従来持っていた課題解決能力や社会的連帯の低下を招き、「地域課題の多くは行政が担うもの」という行政依存型の社会が形成されてきました。一方、行政においては、「役所の論理」を重視した行政本位の業務が進められてきたため、市民から見えにくい行政運営や高コストで満足度の低い多くのサービスを抱えることとなり、立場と特性が異なる「行政」と「市民」が互いにかき離れた存在になってきました。

このような事態を真しに受け止め、「公共的領域＝行政の業務」との認識を改め、行政は自己変革に努めるととともに、地域社会を構成する市民・各種団体・企業・行政など多様な主体が、共通の目標を達成するため、対等な立場で連携しながら、それぞれの責任と役割を認識し、公共的領域を担っていく「協働による地域自治」（ローカル・ガバナンス）を実現する仕組みを構築していくことで、持続可能な都市経営を確立していきます。



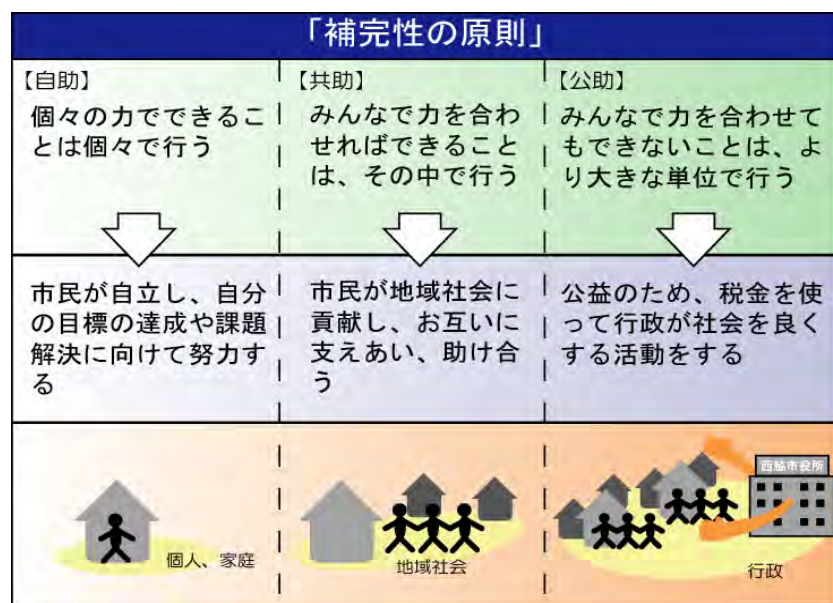
協働による地域自治（ローカル・ガバナンス）のイメージ



「協働による地域自治」を実現していくためには、「補完性の原則」に基づき、各主体が行動していくことが求められます。

「補完性の原則」とは、小さな単位で対応できることはそこで対応し、そこで対応できないことや対応すると効率的でないことについては、より大きな単位で対応する考え方をいいます。国からの地方分権もこの考え方を踏まえて進められており、地方自治の基本原則となるものです。

そのため、地域においては、身の回りの問題については、まず個人や家庭が対応（自助）に当たり、次に個人や家庭で対応できない問題は地域社会で対応（共助）に当たり、それでも対応できない問題は市町村などの行政が担う（公助）ということが原則となります。



また、「補完性の原則」には、それぞれの主体の自己決定と自己責任が伴うものであることから、この原則に基づく具体的な役割分担については、行政がその役割を限定し、市民に押し付けるのではなく、市民の自発的意思や主体的な取組を尊重しながら、市民とともに検討していくことが重要であると考えます。

こうした考え方に立ち返り、本市の将来像を実現するために、「行政が果たすべき役割」と行政以外の多様な主体の「市民に期待される役割」を明確にし、それぞれの主体が都市経営を担っていくことが求められます。



第4章 市の使命と市民に期待される役割

第1節 市の使命

これからの都市経営において、本市の使命（＝行政が果たすべき役割）について、次のとおり整理します。

＜安心できる暮らしを保障する行政本来の役割を担います。＞

- ・ 行政の本来的役割である、法令などで実施が定められているサービス、市民生活の安全や安心を支える最低限の社会保障（セーフティネット^{※54}）や相対的に公共性の高いサービスについて責任を持って担い、市民福祉の向上に努めます。

※54 セーフティネット

元々は、サーカスでの空中ブランコや綱渡りのとき、落下に備えて張られている網のことをいい、演技者は、これが設置されていることから、失敗を恐れず演技することができる。この意味が転じ、不測の事態などに陥ったとき、安全・安心に生活できるよう、国や自治体、個人が備えているさまざまな対策をいう。

＜市民起点^{※55}の効果的・効率的な行政経営を実践します。＞

- ・ これまでの「行政運営」から、市民志向と成果志向の「行政経営」へ転換します。そのため、限られた経営資源を効果的・効率的に配分し、行政サービスの実施主体としての役割と責任を明確にします。

※55 市民起点

行政が提供するサービスを行政側からの一方的な視点ではなく、サービスの受け手である市民の立場を出発点に、必要なものや改善すべきものなどをとらえ、政策・施策を展開していく考え方をいう。

＜行政活動への市民の参画を進め、協働を実践します。＞

- ・ 政策形成・施策立案・実施・評価など行政活動のさまざまな段階において、市民の参画を促進する環境整備を行うとともに、市民意向の積極的な把握に努めます。
- ・ 協働の実践に向け、行政情報を積極的に提供するとともに、説明責任を十分に果たし、市民との信頼関係を深めていきます。

＜市民活動への支援を行い、市民の力・地域の力を高めます。＞

- ・ 個人や地域のエネルギーを高め、都市経営をともに担っていくため、市民や地域社会の主体的な活動に対する側面的支援や環境整備を行います。
- ・ 市内各地区での「地区まちづくり計画」の策定及び計画の実現に向けた支援を行います。

第2節 市民に期待される役割

これからの都市経営において、本市の「市民に期待される役割」について、次のとおり整理します。

<自己実現・自己向上に努め、自立する。>

- ・ 市民一人ひとりが、自主性を持って自分の夢や目標に向かって努力し、自己実現・自己向上を図るとともに、それぞれの立場や状況に応じて自立し、ともに支え合い、助け合いながら「自助」の強化に努めることが期待されます。

<地域社会へ貢献し、相互扶助・連帯感を形成する。>

- ・ 市民一人ひとりが、お互いに支え合い、地域の身近な課題について積極的に対応できる地域社会を構築するため、地域社会に参画・貢献し、「共助」の強化に努めることが期待されます。

※56 新しい公共

行政だけでなく市民・企業など地域社会を構成する多様な主体が役割分担・協働して担う公共的領域をいう。

※57 パートナーシップ

協力関係・共同・提携。立場の異なる組織や人同士が明確な目的の下に、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

<市政に関心を持ち、行政活動や新しい公共※56に参画する。>

- ・ 市民一人ひとりが、地域社会の一員として市政への関心を高め、多様な主体とのパートナーシップ※57の下、さまざまな形で行政活動や新しい公共を創出する活動など「公助」への参画に努めることが期待されます。



第5章 行政経営の考え方

都市経営のひとつの主体である本市（行政組織）の行政経営の推進に向けた考え方とその方法について、次のとおり整理します。

【基本的な考え方】

市民起点の行政経営を実現するため、事業の「選択と集中」を図りながら、効率的で質の高い行政サービスを提供し、利用者である市民の満足度の向上を図ります。

【基本方針】

- ① 最少の経費で最大の効果を上げるため、常にサービス精神とコスト意識を持ち、スピード感のある、市民にとって便利でわかりやすい行政サービスを提供します。
- ② 社会経済環境の変化に的確に対応するため、民間の経営感覚・発想・視点（市場メカニズム）を取り入れ、「民間でできることは民間に」を基本に、行政の担う分野の「選択と集中」を図ります。
- ③ PDCAサイクル^{※58}の各過程に市民の意見を反映することができるシステムを構築し、このサイクルに従って、常に行政サービスの検証と見直しを行います。また、その過程や成果を市民に公表し、説明責任^{※59}を果たします。
- ④ 迅速な意思決定ができる簡素で柔軟な組織を整備するとともに、柔軟な思考や発想を持った意欲ある職員を育成します。

※58 PDCAサイクル
行政施策や事務事業について、計画（PLAN）→実行（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）という工程（マネジメントサイクル）を継続的に繰り返すことで、結果を計り、貢献度や有効性などを客観的に評価し、改善方策につなげていく手法をいう。

※59 説明責任
元々は会計学の「アカウントビリティ」の訳語で、その事柄について理解しようとする人に対し十分な情報を提供し、理解してもらうことをいう。行政においては、行政機関や公務員個人が行う判断や行為に関して、事前・事後に地域住民が納得するよう説明することをいう。



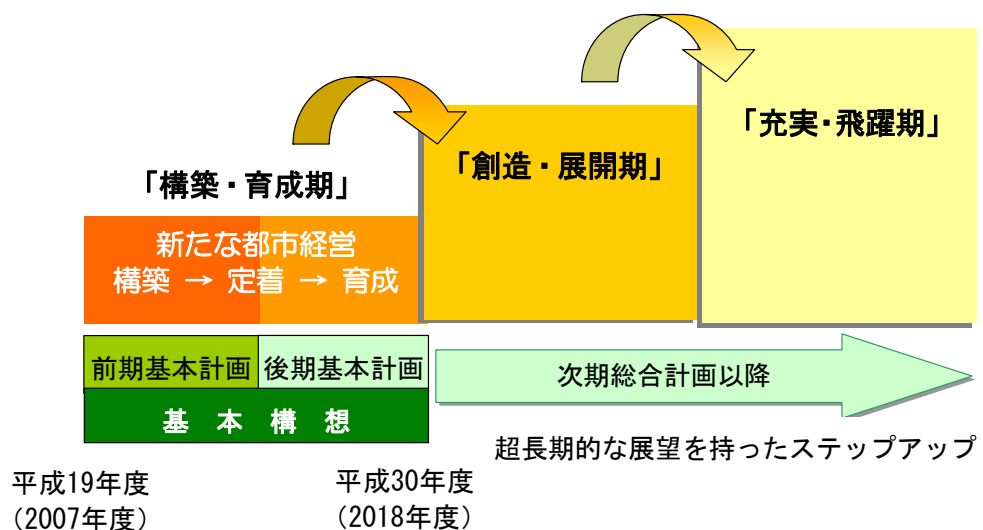
第6章 構想推進に当たっての視点

成長社会から本格的な成熟社会へ移行する中、めまぐるしく変化する時代の要請に対応しつつ、持続可能な社会を構築し、魅力あるまちを次代へ引継いでいくためには、この計画の期間を超えた超長期的な展望を持って、まちづくりを進めていくことが求められています。

この計画の基本構想の期間は、市町合併による基本的な自治体の枠組みが変化した直後であるとともに、行政の経営資源が大幅に縮小していく時期に当たります。このような厳しい状況を乗り切るため、新たな都市経営の基盤を速やかに構築し、行政においても、より効率的かつ創造的な行政経営を実現することで、経営基盤の定着・育成を図っていかねばなりません。

そこで、この基本構想の期間を本市の経営基盤の「構築・育成期」と位置付け、その後の創造的かつ戦略的な政策を展開していく「創造・展開期」、さらにより豊かな社会を実現する「充実・飛躍期」へのステップアップを図っていくための第1ステージとしてとらえます。

また、「構築・育成期」の中においては、前期基本計画を新たな都市経営と市民起点の行政経営の基盤を構築、定着させていく期間とし、後期基本計画をその基盤を確固たるものとして確立、さらに育成していく期間として位置付けます。



第7章 分野別の展望

この計画では、将来像である「いのちいきき 自然きらきら 共生のまち にしわき ~市民が主役！ 地域が主体！ 次世代につなぐ ふるさとの創造~」の実現を目指しますが、それぞれの政策分野における目指すまちの姿、市民の生活像は、次のとおりです。



(1) ともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち

(健康・子育て・福祉)

- ・ 市民一人ひとりが、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、地域ぐるみで助け合い、支え合うまちにしていきます。
- ・ 自主的な健康づくりが行われるとともに、適切な保健・医療・福祉サービスを受けることができ、子どもからお年寄りまですべての人が元気で健やかに暮らせるまちにしていきます。
- ・ 高齢者や障害のある人など生活の支援が必要な人が、地域社会の中で自立し、安心して生活を送ることができるまちにしていきます。
- ・ 社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して生み育て、仕事と家庭の両立ができるまちにしていきます。

(2) 産業が元気！活力とにぎわいあふれるまち

(産業・経済)

- ・ 地域の発展を支えてきた地場産業や商業が活性化し、さらには幅広い産業が創出されることにより、就労環境と所得の安定を図り、安心して働き続けられるまちにしていきます。
- ・ 地域の特色を生かした循環型農業や農産物のブランド化など産地づくりが進み、魅力ある農業が行われているまちにしていきます。
- ・ 地域資源のネットワーク化による観光の振興や多様な交流が進み、多くの人を訪れる活気とにぎわいがあふれるまちにしていきます。
- ・ 生産と消費がつながり、地域内の経済循環が活発なまちにいきます。

(3) ころ豊かな人が育ち、いきいきと活躍できるまち

(教育・文化・スポーツ)

- ・ 学校・家庭・地域社会・行政が連携し、子どもたちが安心して学習できる環境が形成され、確かな学力と豊かな人間性など生きる力を培うことができるまちにしていきます。
- ・ 生涯を通じて、だれもが自由に学習・活動し、自己実現・自己向上を図るとともに、地域の中で、いきいきと活躍できるまちにしていきます。
- ・ 優れた芸術・文化にふれ、市民の自主的な文化活動が盛んな、そして、市民だれもが気軽にスポーツ活動を楽しむことができるまちにしていきます。
- ・ 市民一人ひとりの人権意識が高まり、お互いを尊重し合うまちにしていきます。
- ・ 男女が性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野において、能力や個性が発揮できるまちにしていきます。

(4) 暮らしの安全を守り、安心が実感できるまち

(生活安全・安心)

- ・ 災害に強く、犯罪などの事件や事故が起こりにくい、安全・安心を実感できるまちにしていきます。
- ・ 市民一人ひとりが防災・防犯意識を持ち、日ごろから地域で見守り、助け合う体制が整っているまちにいきます。



(5) 快適な暮らしを支える生活基盤が充実したまち

(都市基盤・生活環境)

- ・ 交通の利便性が一層高まり、すべての市民がさまざまな場所に円滑かつ安全に移動でき、広域圏や市内での交流が活発に行われるまちにしていきます。
- ・ 定住地・産業拠点としての魅力が高まる社会基盤が整い、快適な住環境が創出され、住みやすさとやすらぎが実感できるまちにしていきます。

(6) 持続可能な循環型社会を築き、人と自然が共生するまち

(自然・環境共生)

- ・ 利便性の高い暮らしと調和した、環境への負荷が少ない自立・循環型システムが構築されたまちにしていきます。
- ・ 市民一人ひとりが、豊かな自然環境を守り育てるとともに、生活環境の保全に努め、安全で快適に暮らせるまちにしていきます。

(7) 多様な主体による地域自治が確立したまち

(地域自治)

- ・ 支え合いの精神と確かな連帯感を持つ、顔の見える地域社会が形成され、持てる力を発揮し、地域の身近な課題について自ら積極的に対応し、解決する市民の自治力が高いまちにしていきます。
- ・ 地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの責任と役割分担を認識し、ともに考え、行動する自治体制が構築されているまちにしていきます。



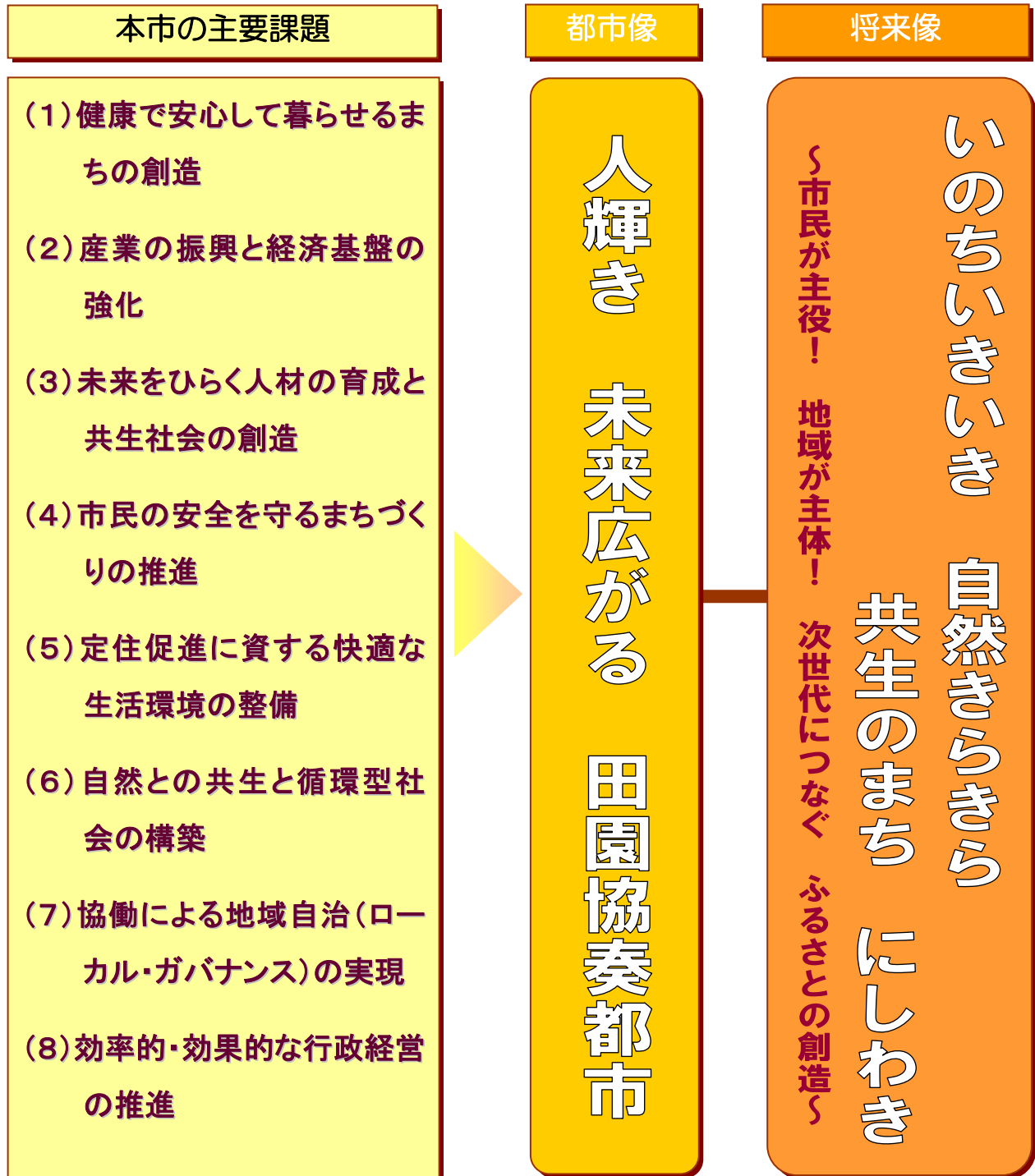
(8) 時代に対応した行政経営が確立したまち

(行政経営)

- 行政は事業の「選択と集中」を行う中で、市民起点で質の高いサービスを提供するとともに、行政情報の共有と説明責任の下、補完性の原則に基づき、多様な主体との信頼関係とパートナーシップが確立したまちにしていきます。
- 限られた経営資源の下、職員の能力を最大限に発揮できる組織運営と持続可能な財政運営により、効果的・効率的な行政経営が行われるまちにしていきます。



基本構想の体系



都市経営の基本方針

分野別の展望

協働によるサービス維持・向上
市民負担維持・微増

協働による地域自治
(ローカル・ガバナンス)の実現

ともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち
【健康・子育て・福祉】

産業が元気！活力とにぎわいあふれるまち
【産業・経済】

こころ豊かな人が育ち、いきいきと活躍できるまち
【教育・文化・スポーツ】

暮らしの安全を守り、安心が実感できるまち
【生活安全・安心】

快適な暮らしを支える生活基盤が充実したまち
【都市基盤・生活環境】

持続可能な循環型社会を築き、人と自然が共生するまち
【自然・環境共生】

多様な主体による地域自治が確立したまち
【地域自治】

時代に対応した行政経営が確立したまち
【行政経営】

【市の使命】

- 安心できる暮らしを保障する行政本来の役割を担います。
- 市民起点の効率的・効果的な行政経営を実践します。
- 行政活動への市民の参画を進め、協働を実践します。
- 市民活動への支援を行い、市民の力・地域の力を高めます。

【市民に期待される役割】

- 自己実現・自己向上に努め、自立する。
- 地域社会へ貢献し、相互扶助・連帯感を形成する。
- 市政に関心を持ち、行政活動や新しい公共に参画する。

第8章 構想の基本フレーム

第1節 推計人口

(1) 人口総数

※60 コーホート要因法
ある基準年の男女別・年齢別人口を基に、「コーホート」と呼ぶ年齢5歳ごとの階層に分け、各階層が1年後にどれだけ増減するか（「生残率」と呼び、「出生率」－「死亡率」＋「社会的増減（転出入）率」で求められます）を考慮して計算する人口推計の手法をいう。

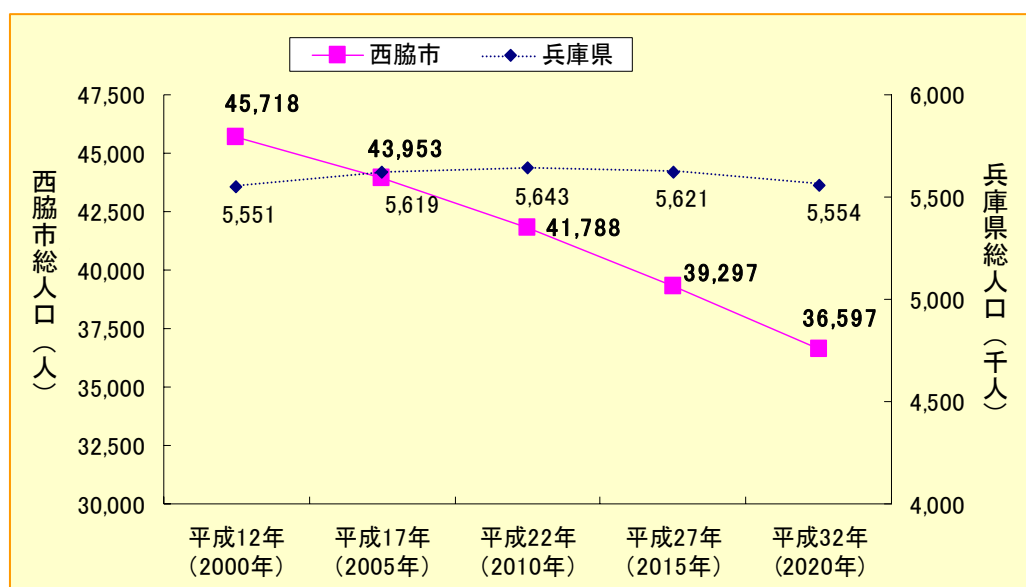
推計人口については、平成17（2005）年10月に実施された国勢調査による人口の実数値を基準として、コーホート要因法^{※60}によって将来人口を推計しました。

移動率については、平成12（2000）年と平成17年の本市の国勢調査人口から導いた数値を、出生率・生残率については、国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計人口（平成14（2002）年3月推計）」の兵庫県の仮定値を用いて推計をしました。

その結果、平成32（2020）年における本市の推計人口は、36,597人となります。

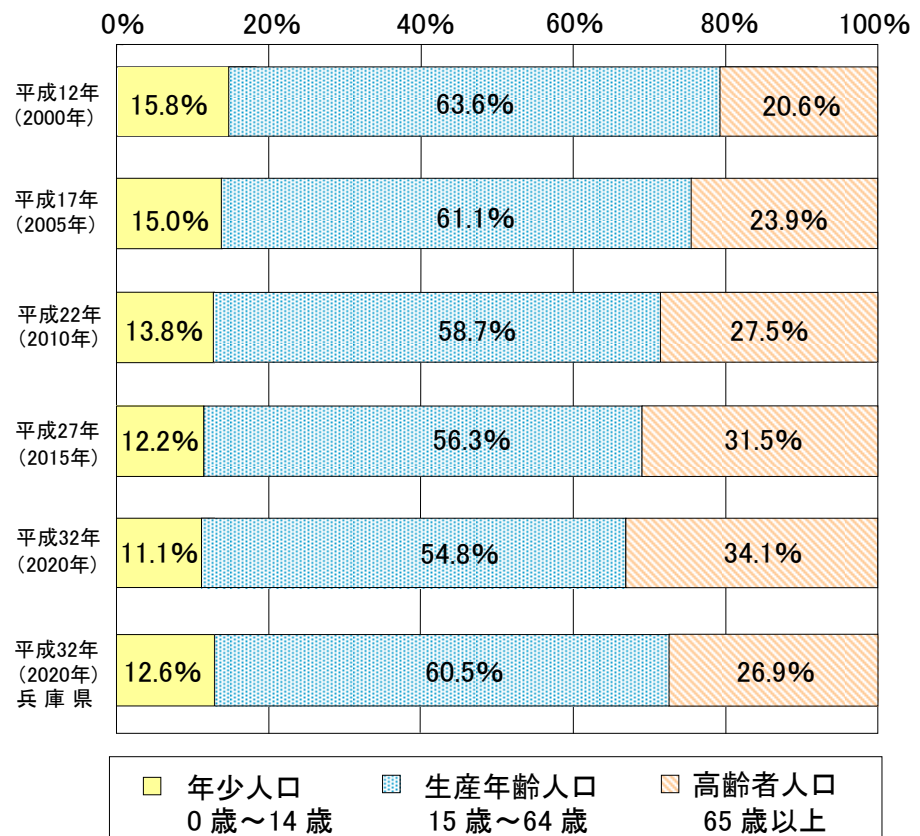
	平成12年 (2000年) 実績値	平成17年 (2005年) 実績値	平成22年 (2010年) 推計値	平成27年 (2015年) 推計値	平成32年 (2020年) 推計値
西脇市総人口 (人)	45,718	43,953	41,788	39,297	36,597
兵庫県総人口 (千人)	5,551	5,619	5,643	5,621	5,554

※兵庫県総人口については、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成14年3月推計）」から引用



(2) 年齢3区分別人口

平成32（2020）年における年齢3区分別人口の割合では、年少人口（0歳～14歳）が11.1%、生産年齢人口（15歳～64歳）が54.8%、高齢者人口（65歳以上）が34.1%となっており、兵庫県全体よりも少子化・高齢化が進行する推計結果となっています。



第2節 土地利用構想

(1) 土地利用の概況

本市は、市域面積の約70%を森林が占め、豊かな自然に恵まれています。市街地は加古川と杉原川の合流部付近に広がっており、これら加古川・杉原川、野間川などの河川沿いに集落や農地が形成されています。

都市計画上の区分としては、「東播都市計画区域」、「中都市計画区域」（一部）と都市計画区域外のいわゆる「白地」に区分されており、旧黒田庄町地域全域を含む市域東北部は白地となっています。また、本市の可住地面積の割合は、29.1%（38.52km²）と北播磨3市と比較して、半分以下となっており、開発可能なエリアは限定されます。

(2) 目指す姿

土地利用の現状や都市機能の集積などの特性を踏まえ、計画的なまちづくりを進めていくため、本市の土地利用における目指す姿を次のように定めます。

市民一人ひとりが、安全、快適で環境への負荷の少ないコンパクトで利便性の高い住環境が享受でき、自然環境と都市環境の調和がとれた発展を可能にするまちを目指します。

特に、整序^{※61}や保全といった規制・誘導型の土地利用を基本に進め、暮らしの中で実感できる生活空間のあり方に視点を置いたまちづくりを進めます。

※61 整序

秩序ある土地利用を図るため、都市計画法などの規制や開発指導などを行うことにより、無秩序な開発を防止する手法をいう。

(3) 土地利用の基本方針

- ① 自然環境と都市環境の調和のとれた発展を促すため、無秩序な開発を抑制し、秩序ある土地利用を進めます。
- ② 「市街化区域」では、用途の純化や秩序ある用途の共存により、都市機能を明確化し、コンパクトで快適な市街地形成に努めます。
- ③ 「市街化調整区域」では、無秩序な開発を抑制する一方、これまでの規制によって人口減少や地域が持っている資源や特性の低下が進む地域においては、地域のまちづくりと一体となった土地利用を図っていくことが必要なことから、地域住民とともに「特別指定区域制度」などの活用についての協議を進めます。
- ④ 農地・山林については、農林業の生産基盤や緑地資源として不可欠なものであることから、無秩序な開発を防ぎ、その維持・保全に努める一方、新たな農業施策等の導入を図り、積極的な環境整備に努めます。
- ⑤ 工業については、市街化区域内において大規模な工場を誘致するために、必要な用地の確保が困難なことから、企業誘致の受け皿として市街化調整区域に産業誘致地区を指定し、積極的な産業の集積を図ります。

(ア) 市街化区域の土地利用

市街地については、地域コミュニティを考慮しながら整序型の規制・誘導を基本にした土地利用を進めます。

●既成市街地

既成市街地においては、防災・防犯対策の充実を図るとともに、本市らしいまちなみなどの保全に配慮した生活環境の改善を進めます。

特に、中心市街地においては、老朽化した密集市街地の居住環境や防災力の向上を図るため、都市計画の適切な誘導手法などにより、安全な

市街地の再生を進める一方、子どもから高齢者まですべての人にやさしく、快適な歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

●新市街地

新市街地においては、農地や低未利用地の有効活用を促進するとともに、質の高い良好な住宅地の形成を目指します。

●商業・業務系用地

中心商業地・沿道型商業地・大型商業核を中心に、土地の高度利用や商業集積のネットワークの形成を図り、商業基盤や商業環境の改善を目指します。

●工業系用地

工業系用途地域内の用途混在については、既存の工場地を当面維持しながら、可能な区域から工場・住宅を街区単位に集約化し、緩衝空間などを設置し、秩序ある用途混在を進めることにより、環境改善を図ります。また、工業系用途地域内の低未利用地については、周辺の土地利用との整合を図りながら適切な土地利用の誘導を行います。



(イ) 市街化調整区域の土地利用

●工業系用地

既成市街地の住工混在の解消や生産性の向上、さらには新たな産業を導入することで、産業構造の多様化による地域経済の安定と本市の産業基盤強化を図るため、市街化調整区域内に適切な規模と機能を持った「産業誘致地区」を4箇所（比延山麓産業誘致地区、鹿野産業誘致地区、平野西産業誘致地区、平野東・中産業誘致地区（いずれも仮称））指定し、工業系用地の戦略的な計画・誘導を行います。

●農業系用地

「農業振興地域の整備に関する法律」により農業振興地域に指定されている地域は、農用地区域の維持・保全に努め、良好な田園環境の形成を図ります。

その他の地域においては、市街化動向や今後の開発需要を見極め、市民の生活環境や自然環境、農用地などの周辺環境との調和を図りながら、計画的な市街地形成に向けた検討を行います。

●自然環境保全地域

旧西脇市域の外縁部に当たる森林地域や河川・ため池周辺の水辺空間においては、市民が豊かな自然環境を享受できるよう、適切な維持・保全を図ります。

(ウ) 白地域（都市計画区域外）

旧黒田庄町区域等の白地については、兵庫県の「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（いわゆる「緑条例」）により良好な環境を保全するとともに、土地利用上の規制などが特に必要な地域においては、都市計画手法による整序を検討します。

(4) 都市構造

【自然環境保全ゾーン】

うるおいある暮らしを支える豊かな森林や水辺環境、多様な生態系などの自然資源を保全・育成し、後世へ継承していくとともに、市民が親しみやすい環境整備を進めることにより、人と自然が健やかに共生できるゾーンの形成を図ります。

【田園環境・農地保全ゾーン】

良好な農村集落の住環境と豊かな田園風景を維持しつつ、優良農地の保全や遊休地・耕作放棄地の改善を進めることにより、農業や畜産の持続的発展を目指した生産環境が整ったゾーンの形成を図ります。

【都市機能ゾーン】

本市の中心部に集積する商業基盤や地場産業の充実を図り、市のにぎわいと活力を生み出す産業の振興に努めるとともに、都市機能をコンパクトに集約し、市の核となるゾーンの形成を図ります。

【産業誘導ゾーン】

広域的な交流や流通に適した立地を生かし、計画的・戦略的に産業機能の誘導に努め、本市の新たな魅力や活力を生み出すゾーンの形成を図ります。

【居住環境保全ゾーン】

良好な自然環境や農村環境の恩恵を受けつつ、近接している都市的機能が享受できる環境づくりを進め、だれもが住みたい、住み続けたいと思う居住ゾーンの形成を図ります。

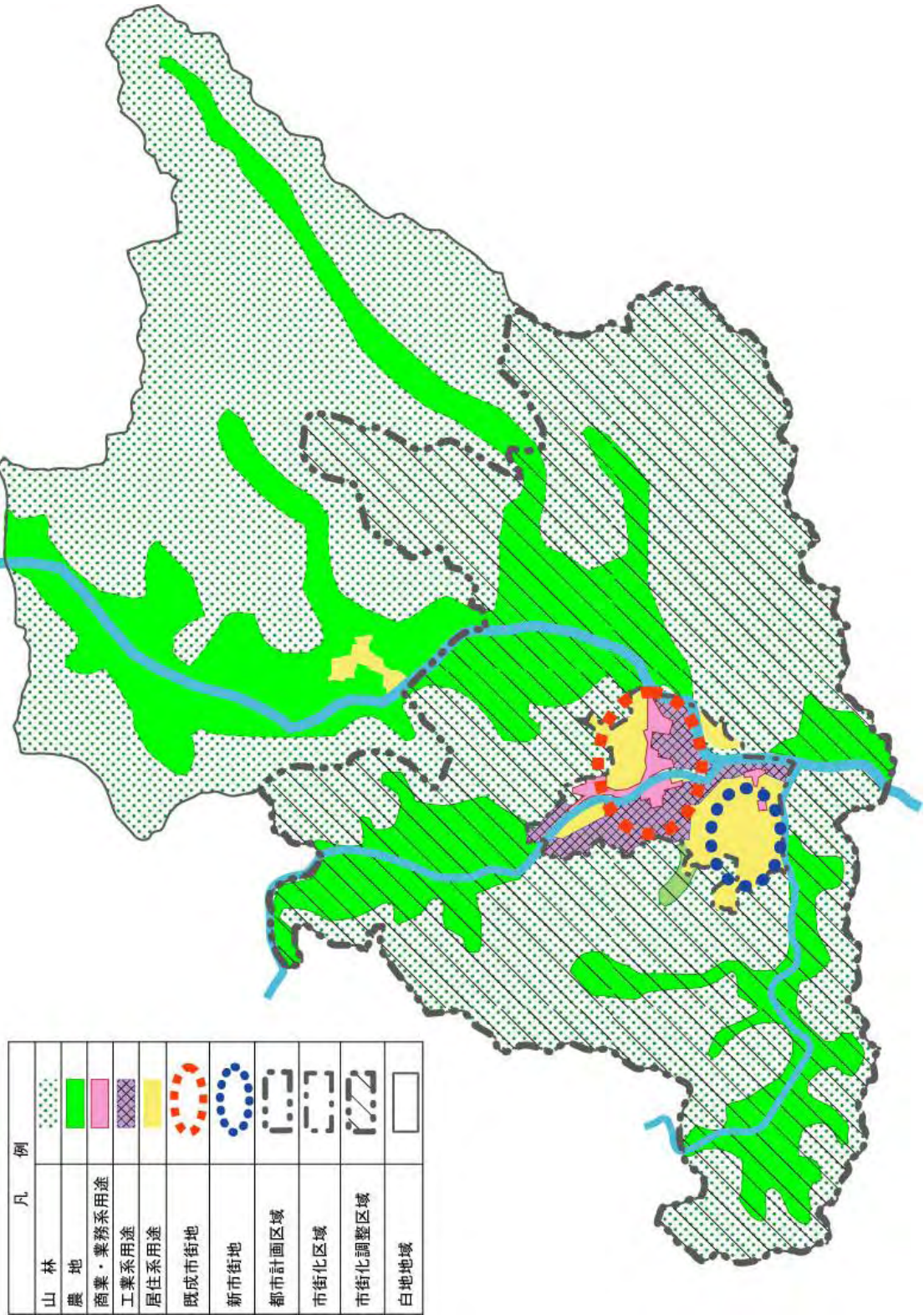
【広域連携軸】

広域交通網であるJR加古川線、国道175号、国道427号などの道路網の整備を進め、利便性を向上させることにより、人・もの・経済・情報などの流れを活発にし、広域的な連携と交流の促進を図ります。

【地域間連携軸】

県道黒田庄多井田線をはじめ、広域連携軸に準じる本市の各地区や近隣市町を結ぶ道路網の整備を進めることにより、地域間の連携と交流を一層強化するとともに、広域連携軸とのネットワーク化を図り、本市の一体的な発展を促進します。

土地利用現況圖



都市構造図

